

西東京市障害者基本計画の策定にあたって



本市においては、「西東京市障害者基本計画」を平成 16 年 3 月に策定し、障害のある方々に関する各種施策を推進してきたところですが、この 10 年間に、障害のある方々を取り巻く状況は大きく変化してきました。平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」では、市町村が一元的に福祉サービスを提供するしくみが創設されましたが、平成 23 年 7 月には障害者基本法が改正され、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現することが法の目的として新たに盛り込まれることとなりました。これを始めとして、平成 24 年 6 月には障害者虐待防止法が成立し、昨年においては 4 月に「障害者自立支援法」が名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改める等の改正が行われ、6 月には障害者差別解消法が成立する等、様々な法令の成立・改正が行われました。このような国内法の整備を土台として、今年 1 月に障害者権利条約を批准するに至り、我が国は、共生社会の実現に向けて大きく舵を切ることとなりました。

こうした中、本市では平成 25 年度の前計画の期間終了に伴い、新たに平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間で計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定しました。策定にあたっては、①法制度の改正②障害者数の増加③前計画の評価・検証を踏まえるとともに、アンケート調査やヒアリング調査を行い、その結果をライフステージごとに検討し、今後の 10 年間で求められる施策や事業の検討を行いました。そして、新しい計画では、「障害のある人が、その生涯にわたって個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくり」を基本理念として設定いたしました。

本計画を基に、障害のある方々に対する様々な施策や事業を市民や事業所等と共にひとつひとつ進めることで、ライフステージを通じて切れ目のない支援と共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

むすびになりますが、本計画の策定にあたり、西東京市地域自立支援協議会及び同計画策定部会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました市民の方々、関係機関及び関係団体の皆様に対し、厚く御礼を申し上げます。

平成 26 年 3 月

西東京市長

丸山 浩一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 障害者福祉に関する制度の改正	1
3 障害者基本計画の位置づけ	3
4 計画策定の流れ	4
5 アンケート調査及びヒアリング調査結果	5
（1）調査結果から浮かび上がってきた主な課題	6
（2）アンケート調査結果概要	8
（3）ヒアリング調査結果概要	18
6 前計画の進捗状況	24
（1）「地域で支える基盤づくり」に関する施策	25
（2）「快適に過ごせる環境づくり」に関する施策	25
（3）「生きがいを持って暮らせるまちづくり」に関する施策	26
（4）「安心して暮らせるまちづくり」に関する施策	26
（5）「自分にあった生き方ができるまちづくり」に関する施策	27
（6）「情報提供・相談支援の仕組みづくり」に関する施策	27
第2章 西東京市の障害者をめぐる現状	
1 障害者数等	
（1）身体障害者の状況	28
（2）知的障害者の状況	29
（3）精神障害者の状況	30
（4）難病患者の状況	30
（5）児童・生徒の状況	32
2 市内の障害者関連施設等	34
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の全体図	35
2 計画期間	36
3 基本理念・基本方針	36
基本方針1 ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。	37
基本方針2 主体的にいきいきと生活するための支援に取り組みます。	37
基本方針3 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。	38
4 10年間の重点推進項目	
重点推進項目1 障害のある子どもへの支援を充実します。	39
重点推進項目2 障害や障害のある人への理解を推進します。	40
重点推進項目3 相談支援体制を充実します。	41
重点推進項目4 障害のある人の社会参加を支援します。	42
重点推進項目5 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	43

第4章 施策の展開

1 基本方針1に関する施策

～ ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。～

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 相談支援・ネットワーク | 48 |
| (2) 生活支援 | 50 |
| (3) 教育・育成 | 56 |

2 基本方針2に関する施策

～ 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。～

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 雇用・就業 | 61 |
| (2) 余暇活動・生涯学習活動 | 64 |

3 基本方針3に関する施策

～ 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。～

- | | |
|------------------|----|
| (1) 広報・啓発 | 66 |
| (2) 生活環境 | 70 |
| (3) 保健・医療 | 76 |
| (4) 情報・コミュニケーション | 79 |

第5章 障害者基本計画の着実な推進に向けて

- | | |
|---------------------|----|
| 1 計画の進捗状況の着実なモニタリング | 82 |
| 2 障害福祉サービスの提供体制の整備 | |
| (1) 民間の活力の導入 | 82 |
| (2) 財源の確保 | 82 |
| 3 市民参加の推進 | 83 |

資料

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 用語の説明 | 84 |
| 2 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会等開催経過 | 91 |
| 3 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会 委員名簿 | 93 |
| 4 西東京市地域自立支援協議会（第4期） 委員名簿 | 94 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成16年度から平成25年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定し、中間年である平成20年度には、計画の見直しを行いました。

この度、同計画が計画期間終了となることから、近年の障害者福祉に関する動向も踏まえ、平成26年度から平成35年度までを計画期間とする新たな「西東京市障害者基本計画」を策定することとしました。

なお、本計画は、障害者基本法第11条第3項における「市町村障害者計画」に位置づけられるものです。

障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

2 障害者福祉に関する制度の改正

平成16年度から平成25年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」の改定を行った平成21年3月以降、障害者基本法の改正等が行われています。

主な制度改正の内容は、以下のとおりです。

● 障害者基本法の改正 ●

平成23年7月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年8月に施行されました。改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが法の目的として新たに規定されました。

● 障害者虐待防止法の成立・施行 ●

虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成 23 年6月に成立し、平成 24 年 10 月から施行されています。障害者虐待防止法では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどとしています。

● 障害者総合支援法の成立・施行 ●

障害者基本法の改正等を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、障害者自立支援法に替わる法律として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年4月から施行されています（一部、平成 26 年 4 月施行）。障害者総合支援法では、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなりました。

● 障害者優先調達推進法の成立・施行 ●

平成 25 年4月からは、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が施行され、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の自立の促進に資するため、国や地方公共団体などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に購入することを進めるため、必要な措置を講ずることとなりました。

● 障害者雇用促進法の改正 ●

平成 25 年6月に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講ずることとなりました（施行期日は平成 28 年 4 月 1 日）。

● 障害者差別解消法の制定 ●

平成 25 年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、国・地方公共団体等や民間事業者に対して、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が求められることとなりました（施行期日は平成 28 年4月1日）。

● 国の第3次障害者基本計画の策定 ●

平成25年9月、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間に講ずべき国の障害者施策の基本的方向について定めた障害者基本計画が策定されました。制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間が5年に見直されています。また、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等を踏まえ、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つの施策分野が新設されています。

● 障害者権利条約の批准 ●

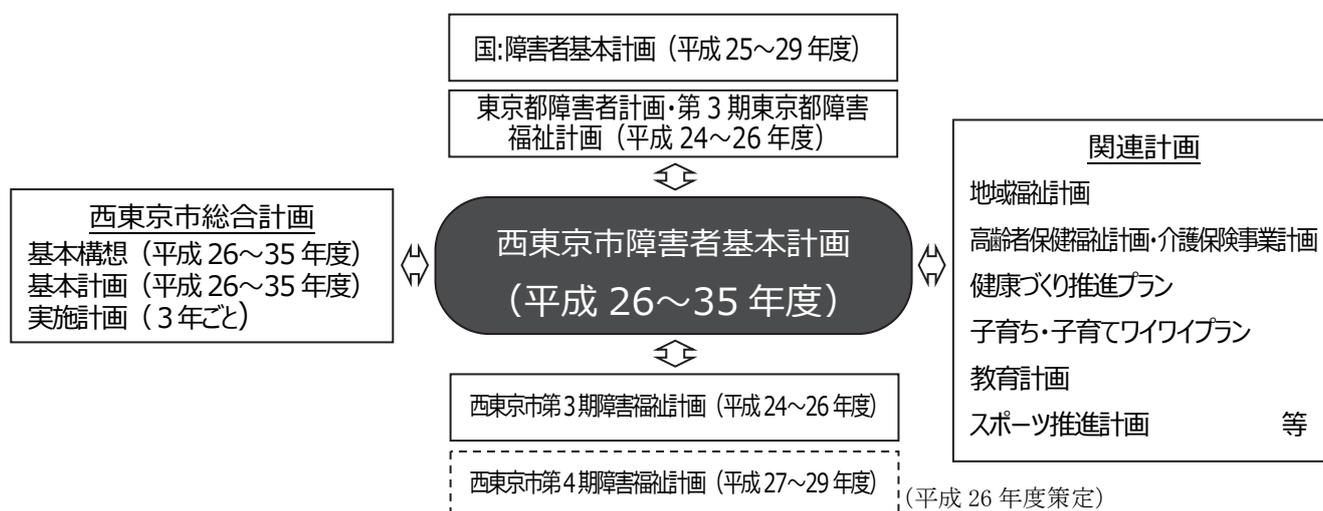
障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約で、平成18年に国連総会において採択されました。日本は平成26年1月20日に批准書を寄託し、平成26年2月19日に効力を生ずることになりました。

3 障害者基本計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づく計画で、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。また、障害者自立支援法に基づいて策定している「第3期西東京市障害福祉計画」（平成24年度～平成26年度）とは、調和を保って作成しています。

なお、平成26年度には、障害者総合支援法に基づいて、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第4期西東京市障害福祉計画」を策定しますが、その際にも、本計画の基本的な考え方等を踏まえて策定を進めます。

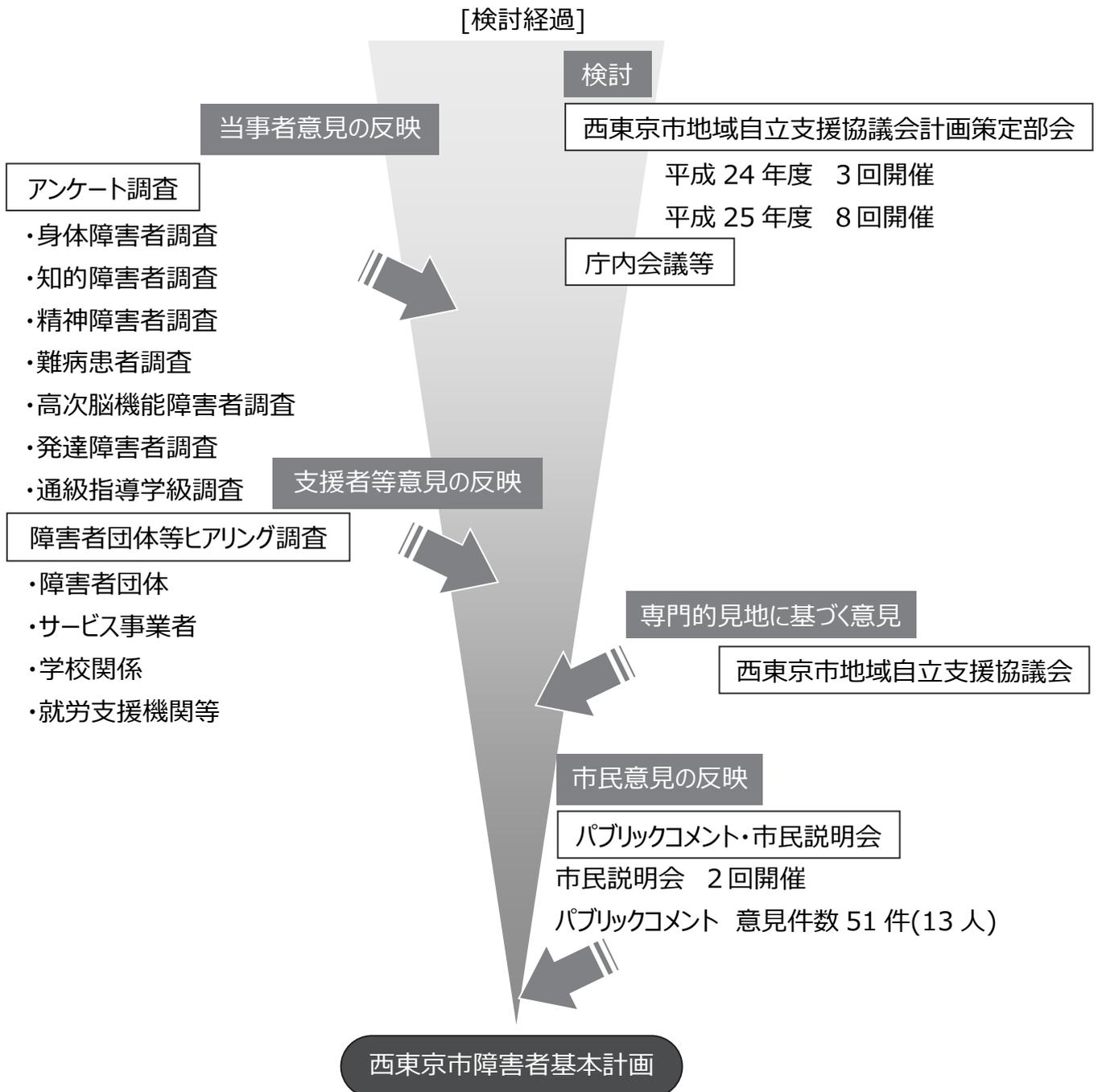
また、本計画は、「西東京市総合計画」をはじめ、「西東京市地域福祉計画」「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康づくり推進プラン」、「子育て・子育てワイワイプラン」などの関連計画とも連携を図りながら、施策・事業を進めていきます。



4 計画策定の流れ

本計画は、「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」及び庁内会議等で検討を進めるとともに、「西東京市地域自立支援協議会」から専門的見地に基づくご意見をいただきました。

また、当事者や支援者等の意見を聴取するため、障害のある人へのアンケート調査（質問紙による調査）、障害者団体等へのヒアリング調査（聴き取りによる調査）、パブリックコメントを実施しました。



5 アンケート調査及びヒアリング調査結果

計画策定の基礎資料とするため、市内に居住する障害のある人や市内の通級指導学級に通う児童・生徒の保護者に対して、日常生活上の困難さや支援の必要性等に関するアンケート調査を実施しました。

また、アンケート調査だけでは浮き彫りになりにくい課題等を把握するため、市内の障害者団体やサービス事業者、関係機関等に対して、ヒアリング調査を実施しました。

● アンケート調査 ●

調査区分	対象者	有効回収数	率
身体障害者調査	市内在住の身体障害者手帳所持者 ／無作為抽出 2,566名	1,256	48.9%
知的障害者調査	市内在住の愛の手帳（療育手帳）所持者 ／無作為抽出 513名	214	41.7%
精神障害者調査	市内在住の精神障害者保健福祉手帳の所持者 ／無作為抽出 542名	207	38.2%
難病患者調査	市内在住の難病患者福祉手当の受給者 ／691名	308	44.6%
高次脳機能障害者調査	関係機関を利用する高次脳機能障害があると思われる人のうち協力者	8	—
発達障害者	関係機関を利用する発達障害があると思われる人のうち協力者	15	—
通級指導学級調査	市内の通級指導学級に通う児童・生徒の保護者 ／全数 89名	33	37.1%

● ヒアリング調査 ●

対象団体・機関等

- ・ 障害者団体
- ・ サービス事業者
- ・ 学校関係
- ・ 就労支援機関等



いこいーな
©シンエイ／西東京市

(1) 調査結果から浮かび上がってきた主な課題

① 療育など障害のある子どもへの支援について

療育については、障害の早期発見・早期療育が重要であるにもかかわらず、市内の療育体制は十分でないことから、療育体制の充実を望む声がアンケート調査やヒアリング調査で多く寄せられました。

また、教育や学齢期の障害児に対する支援については、子どもの特性に応じた教育の充実を求める声や、放課後の活動場所や療育の場を求める声が多く寄せられました。

さらに、障害のある子どもを持つ保護者の方からは、子育て中の悩みに対するメンタルケア等の支援を求める声も寄せられました。

② 障害や障害のある人に対する理解について

障害や障害のある人に対する市民の理解が進んできていないと感じている人が、身体障害者では6%、知的障害者では19%、精神障害者では21%、難病患者では11%みられ、市民の障害や障害のある人に対する理解が十分でない状況がうかがえます。また、ヒアリング調査では、発達障害者関係団体等から「周囲の理解がとても重要である」との意見も寄せられています。このような状況を踏まえ、今後はより一層、障害や障害のある人への理解を深めるための取組みを積極的に進めていくとともに、今まで支援の狭間に置かれがちであった発達障害者や高次脳機能障害者などについては、特にその家族も含めて、障害の特性等についての理解を深めていく必要があります。

また、身体障害者の16.1%、知的障害者の50.5%、精神障害者の44.9%、難病患者の18.5%は、障害があることで差別や人権侵害等を感じることもあると回答しており、今後は、どのようなことが差別や人権侵害にあたるのか、具体的な場面や合理的な配慮の方法などを周知しながら、障害への理解を深めていく必要があります。

③ 相談支援体制について

相談については、まず「子どもの頃から大人になってからも切れ目のない一貫した相談支援」を望む声がヒアリング調査で多く寄せられました。ライフステージを通じて切れ目のない相談支援を進めるにあたっては、それぞれのライフステージで行ってきた様々な支援やその結果を踏まえて、次のステップへ進めていくことがとても重要です。そのためには、各種関係機関が連携・協力していくことや、そのような一人ひとりの情報の一元化・管理が求められていることが分かりました。

また、アンケート調査の結果では、「相談できるところが特にない」と回答した人が、身体障害者の14%、知的障害者の6%、難病患者の13%みられます。精神障害者では、夜間や休日に具合が悪くなったときになどに「誰にも相談しなかった」人が12%

みられます。これらの方々に対しては、様々な相談機関や相談方法があることについての周知を図る等、単に相談窓口を整備するだけでなく、併せて相談しやすい環境を作っていくことが必要であることが分かりました。

④ サービス利用について

アンケート調査の結果では、約5年前（平成20年）と比較して、障害のある人に関するサービスが「良くなった」と考えている人が「悪くなった」と考えている人よりも多いことが分かります。しかし、一方では、必要なサービスを十分利用できていないと考えている人の割合は、身体障害者では11%、知的障害者では36%、精神障害者では13%にのぼります。十分に利用できていない理由としては、「サービスの内容や利用方法に関する情報不足」が多くあげられており、今後はサービスを充実させていくだけではなく、「サービスに関する情報をいかにそのサービスを必要とする人に的確に伝えることができるか」、障害の特性等にも配慮しながら、工夫していくことが必要です。

また、ヒアリング調査では、特に短期入所や移動支援については、受入施設やガイドヘルパーの不足等により、サービスが利用しづらい状況が明らかになっており、今後はサービス提供事業者の確保や、サービス提供にかかわる人材の育成を進めていくことが求められています。

⑤ 就労支援について

障害のある人が働くことは、自立・社会参加のための重要な柱の一つであり、一人ひとりがその適性と能力に応じて、可能な限り雇用・就労の場につくことができるように支援していくことが大切です。アンケート調査の結果では、障害のある人が働くためには「健康状態に合わせた働き方ができること」や「障害のある人に適した仕事が開発されること」などが必要であると考えている人が多く、今後は企業の理解と協力を求めることが必要になります。ヒアリング調査では、行政からの企業への積極的な働きかけや、行政自体が雇用の場を創出することを希望する声も寄せられています。

また、現在、市内には、就労継続支援A型（雇成型）を行う事業所がないことや、就労継続支援B型（非雇成型）では安定した仕事の確保が難しく、工賃の向上がなかなか見込めないことなどの課題もあげられており、今後は、事業所の誘致や、行政などによる障害者施設等からの優先調達なども積極的に進めていく必要があります。

(2) アンケート調査結果概要

● 差別や人権侵害 ●

障害（難病）があることで、差別や人権侵害、虐待を「いつも感じる」または「たまに感じる」と回答した人の割合は、身体障害者では 16%、知的障害者では 51%、精神障害者では 45%、難病患者では 19%となっています。

障害（難病）があることで、差別や人権侵害、虐待を受けていると感じることはありますか

	n	ほとんど感じる ことはない	たまに感じる	いつも感じる	わからない	無回答
身体障害者	1,256	60.8%	13.5%	2.6%	11.9%	11.1%
知的障害者	214	29.4%	40.7%	9.8%	12.1%	7.9%
精神障害者	207	29.5%	31.9%	13.0%	20.3%	5.3%
難病患者	308	61.4%	16.6%	1.9%	12.0%	8.1%

● 市民の理解 ●

障害（難病）や障害（難病）のある人に対する市民の理解が「進んできていない」と感じている人の割合は、身体障害者では6%、知的障害者では 19%、精神障害者では 21%、難病患者では 11%となっています。

障害や障害のある人に対する市民の理解は進んできていると思いますか

	n	進んで きている	まあ進んで きている	どちらとも いえない	進んで きていない	わからない	無回答
身体障害者	1,256	11.2%	18.6%	22.7%	6.4%	30.2%	10.8%
知的障害者	214	5.6%	16.8%	36.4%	18.7%	17.3%	5.1%
精神障害者	207	9.7%	15.0%	21.3%	20.8%	29.5%	3.9%
難病患者	308	6.5%	13.3%	23.1%	11.4%	39.6%	6.2%

市民の理解を深めるためには、「障害や障害者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」や「学校における福祉教育の充実」などをあげる人が多くなっています。

障害や障害のある市民への理解を深めるためには、何が重要だと思いますか

n	1位	2位	3位
身体障害者 1,256	障害や福祉について関心や理解を深めるための啓発 36.5%	学校における福祉教育の充実 29.3%	障害者に対するボランティア活動や人材育成への支援 26.9%
知的障害者 214	障害のある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供 49.5%	学校における福祉教育の充実 48.6%	障害や福祉について関心や理解を深めるための啓発 45.3%
精神障害者 207	障害や福祉について関心や理解を深めるための啓発 42.0%	障害のある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供 36.7%	学校における福祉教育の充実 32.4%
難病患者 308	障害や福祉について関心や理解を深めるための啓発 31.5%	障害のある人との交流を通じた障害への理解の促進 28.6%	学校における福祉教育の充実 26.6%

※ 複数回答、上位3項目を掲載

● 窓口利用の満足度 ●

障害福祉課の窓口利用の際に、職員の対応や相談環境に「とても満足している」または「まあ満足している」人は、身体障害者では88%、知的障害者では73%、精神障害者では83%、難病患者では90%となっています。

障害福祉課の窓口利用で、職員の対応や相談環境などについて満足していますか

n	とても満足している	まあ満足している	やや不満である	不満である
身体障害者 854	32.7%	55.7%	7.4%	4.2%
知的障害者 152	17.8%	55.3%	14.5%	12.5%
精神障害者 178	36.5%	46.6%	10.7%	6.2%
難病患者 231	27.3%	62.3%	5.6%	4.8%

※ 「利用したことがないのでわからない・覚えていない」及び「無回答」を除いて割合を再計算

● 悩みごとや心配ごとの相談先 ●

家族や親せき以外の相談先としては、身体障害者と難病患者では「友人・知人」をあげる人が最も多く、知的障害者では「福祉施設や作業所の職員」をあげる人が最も多くなっています。なお、「相談できるところが特にない」人が、身体障害者の13.8%、知的障害者の6.1%、難病患者の13.0%にみられました。

悩みごとや心配ごとをどのようなところに相談していますか（家族・親せき以外）

n	1位	2位	3位	相談できるところが特にない
身体障害者 1,256	友人・知人 25.6%	病院・診療所 20.1%	市役所の福祉相談窓口 17.0%	13.8%
知的障害者 214	福祉施設や作業所の職員 26.6%	病院・診療所 25.2%	友人・知人 23.8%	6.1%
難病患者 308	友人・知人 34.1%	病院・診療所 29.5%	市役所の福祉相談窓口 9.7%	13.0%

※ 複数回答、上位3項目を掲載

夜間や休日に急に具合が悪くなったときなどに、精神障害者が相談した先は「家族や親せき」と「病院」が特に多くなっています。なお、「誰にも相談しなかった」人が12.1%みられます。

急に具合が悪くなったときなど、困ったときに誰に相談しましたか

n	1位	2位	3位	誰にも相談しなかった
精神障害者 207	家族や親せき 57.5%	現在の通院先の病院や、過去に入院したことのある病院 49.8%	友人・知人 22.2%	12.1%

※ 複数回答、上位3項目を掲載

● 外出の際に困っていること ●

外出の際に困っていることは、身体障害者と難病患者では「歩道の狭さ・段差、建物の階段」などのハード面、知的障害者と精神障害者では「他人との会話や視線」などのソフト面をあげる人が多くなっています。

外出の際に困っていることはありますか

n	1位	2位	3位
身体障害者 1,256	歩道が狭く、道路に段差が多い 27.2%	建物などに階段が多く、歩きにくい 18.6%	電車やバスなどの交通機関が利用しづらい 17.8%
知的障害者 214	他人との会話が難しい 39.7%	他人の視線が気になる 21.5%	電車やバスなどの交通機関が利用しづらい 19.2%
精神障害者 207	他人の視線が気になる 28.0%	他人との会話が難しい 20.8%	必要なときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない 11.1%
難病患者 308	歩道が狭く、道路に段差が多い 19.8%	建物などに階段が多く、歩きにくい 16.2%	電車やバスなどの交通機関が利用しづらい 15.3%

※ 複数回答、上位3項目を掲載

● 余暇活動 ●

最近1年くらいの余暇活動の活動状況と、今後の活動意向を尋ねたところ、意向と現状の差が大きい（意向はあるが実際には活動できていない）のは、「旅行」と「趣味などのサークル活動」となっています。

この1年くらいの間に次のような活動をしましたか／これからどのような活動をしたいと思いますか

n		スポーツやレクリエーション	旅行	買い物	ボランティア活動	障害者団体の活動	趣味などのサークル活動	講座や講演会などへの参加	地域の行事やお祭り
身体障害者 1,256	現状	15.8%	33.2%	54.2%	5.4%	4.7%	19.7%	11.0%	8.1%
	意向	18.6%	46.3%	33.0%	7.9%	6.2%	30.3%	14.6%	10.6%
知的障害者 214	現状	44.9%	54.2%	66.4%	3.3%	30.8%	19.6%	3.7%	25.2%
	意向	48.6%	60.7%	50.9%	6.1%	25.7%	40.2%	6.1%	31.3%
精神障害者 207	現状	23.2%	22.2%	70.0%	4.8%	9.2%	12.1%	12.1%	11.1%
	意向	24.6%	45.4%	42.5%	8.7%	6.8%	24.2%	12.6%	11.1%
難病患者 308	現状	19.8%	40.3%	62.7%	7.8%	1.6%	22.4%	12.7%	11.7%
	意向	26.6%	52.6%	41.2%	11.4%	5.2%	35.1%	21.4%	12.3%

希望する余暇活動を行うために必要な支援としては、知的障害者では約半数の人が「適切な指導者がいること」をあげています。

希望する活動をするためには、どのような支援が必要だと思いますか

n	1位	2位	3位
身体障害者 1,256	障害のある人に配慮した施設や設備があること 27.7%	活動するための場所が近くにあること 26.4%	活動についての情報が提供されること 22.7%
知的障害者 214	障害のある人に配慮した施設や設備があること 51.9%	適切な指導者がいること 50.5%	活動についての情報が提供されること／活動するための場所が近くにあること ともに49.1%
精神障害者 207	活動するための場所が近くにあること 33.8%	活動についての情報が提供されること 33.3%	魅力的な内容であること 32.9%
難病患者 308	活動についての情報が提供されること 27.9%	活動するための場所が近くにあること 26.6%	魅力的な内容であること 21.1%

※ 複数回答、上位3項目を掲載

● 働くために必要な環境・条件 ●

障害のある人が働くために整っていることが大切な環境としては、身体障害者、精神障害者、難病患者ではいずれも「健康状態に合わせた働き方ができること」や「自分の家の近くに働く場があること」などが多くあげられています。

障害のある人が働くためにはどのような環境が整っていることが大切だと思いますか

n	1位	2位	3位
身体障害者 1,256	健康状態に合わせた働き方ができること 42.4%	自分の家の近くに働く場があること 39.1%	障害のある人に適した仕事が開発されること 30.7%
知的障害者 214	障害のある人に適した仕事が開発されること 70.1%	自分の家の近くに働く場があること 61.2%	就労をあっせんしたり、相談できる場が整っていること 57.9%
精神障害者 207	健康状態に合わせた働き方ができること 63.8%	自分の家の近くに働く場があること 57.0%	事業主などが障害者雇用を十分理解していること 49.3%
難病患者 308	健康状態に合わせた働き方ができること 57.8%	自分の家の近くに働く場があること 40.6%	事業主などが障害者雇用を十分理解していること 36.0%

※ 複数回答、上位3項目を掲載

● 健康管理や医療について困ったり不便に思うこと ●

健康管理や医療について困ったり不便に思うこととしては、知的障害者では「医療スタッフの理解不足」や「症状が伝わらない」ことなどが上位にあげられています。また、難病患者では「専門的な治療を行う医療機関がない」ことが1位にあげられています。

健康管理や医療について、困ったり不便に思うことはありますか

n	1位	2位	3位
身体障害者 1,256	医療費の負担が大きい 14.9%	往診を頼める医師がない 7.6%	専門的な治療を行う医療機関がない 7.5%
知的障害者 214	医療スタッフの障害に対する理解が不十分 20.1%	症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない 18.7%	近所に見てくれる医師がない 16.8%
精神障害者 207	医療費の負担が大きい 18.8%	定期的な健康診断を受けられない 9.7%	近所に見てくれる医師がない／往診を頼める医師がない ともに9.2%
難病患者 308	専門的な治療を行う医療機関がない 16.2%	医療費の負担が大きい 15.9%	近所に見てくれる医師がない 13.6%

※ 複数回答、上位3項目を掲載



● 災害対策 ●

災害に備えて、または災害時に必要な対策としては、身体障害者と難病患者では「治療や服薬を継続できるための医療を確保する」ことをあげる人が最も多く、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者に共通して多くあげられている対策は、「避難しやすい避難所の整備」と「地域での助け合い」です。

災害に備えて、または災害時に、どのような対策が必要だと思いますか

n	1位	2位	3位
身体障害者 1,256	治療や服薬を継続できるための医療を確保する 47.3%	避難しやすい避難所を整備する 44.7%	災害時に障害者用設備を配置する 40.0%
知的障害者 214	避難しやすい避難所を整備する 58.4%	地域で助け合える体制を整備する 50.0%	災害時に介助人などを確保する 40.7%
精神障害者 207	避難しやすい避難所を整備する 48.8%	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う 38.6%	地域で助け合える体制を整備する 36.7%
難病患者 308	治療や服薬を継続できるための医療を確保する 56.8%	避難しやすい避難所を整備する 44.2%	災害時に障害者用設備を配置する 41.2%

※ 複数回答、上位3項目を掲載

● サービス利用の満足度 ●

必要なサービスを「十分利用できていない」人は、身体障害者では11%、知的障害者では36%、精神障害者では20%、難病患者では13%となっています。

現在、必要だと思うサービスを十分利用できていると思いますか

n	現在、サービスは利用していない	十分、利用できていると思う	十分ではないが、ほぼ利用できていると思う	十分、利用できていないと思う	その他	わからない	無回答
身体障害者 1,256	31.2%	12.1%	18.0%	11.2%	1.3%	13.0%	13.2%
知的障害者 214	18.2%	7.0%	18.7%	36.0%	-	13.1%	7.0%
精神障害者 207	23.7%	8.7%	12.6%	20.3%	2.9%	22.7%	9.2%
難病患者 308	40.6%	5.5%	13.0%	12.7%	1.6%	18.2%	8.4%

必要だと思うサービスを十分利用できてない理由としては、「どのようなサービスがあるかわからないから」、「利用の仕方がわからないから」という情報不足によるものが上位にあげられています。

必要だと思うサービスを十分利用できていない理由は何ですか

n	1位	2位	3位
身体障害者 141	どのようなサービスがあるかわからないから 34.0%	利用の仕方がわからないから 29.8%	自己負担が大きく、利用できないから 17.7%
知的障害者 77	利用の仕方がわからないから 29.9%	どのようなサービスがあるかわからないから 20.8%	自己負担が大きく、利用できないから 19.5%
精神障害者 42	どのようなサービスがあるかわからないから 54.8%	利用の仕方がわからないから 50.0%	自己負担が大きく、利用できないから／支給要件に該当しないから ともに 9.5%
難病患者 39	どのようなサービスがあるかわからないから 41.0%	利用の仕方がわからないから 35.9%	支給要件に該当しないから 25.6%

※ 複数回答、上位3項目を掲載

● 福祉サービスなどの情報の入手先 ●

障害福祉サービスなどの情報の入手先としては、いずれの障害でも「市の広報紙」が上位にあげられています。また、精神障害者と難病患者では、「病院、診療所」から情報を入手している人が多いのが特徴です。

障害福祉サービスなどの情報を主にどこから得ていますか

n	1位	2位	3位
身体障害者 1,256	市の広報紙（広報テープを含む） 42.4%	障害者のしおり（市で作成した冊子） 28.8%	病院、診療所 14.8%
知的障害者 214	学校、職場、施設 36.0%	市の広報紙（広報テープを含む） 35.5%	障害者のしおり（市で作成した冊子） 32.7%
精神障害者 207	病院、診療所 30.9%	市の広報紙（広報テープを含む） 25.1%	家族、親せき 17.4%
難病患者 308	病院、診療所 45.1%	市の広報紙（広報テープを含む） 27.9%	障害者のしおり（市で作成した冊子） 13.6%

※ 複数回答、上位3項目を掲載

● サービスの5年前との比較 ●

約5年前（平成20年）と比べて、障害者（難病）のサービスは「良くなった」と考えている人が「悪くなった」という人よりも多くなっています。特に、精神障害者では、「良くなった」と回答した人が2割を超えています。

約5年前（平成20年）と比べて、障害者のサービスはどのように変わったと思いますか

n	良くなった	変わらない	悪くなった	(わからない・無回答)
身体障害者 1,256	13.9%	40.4%	2.5%	43.2%
知的障害者 214	15.0%	52.3%	2.8%	29.9%
精神障害者 207	21.3%	43.0%	5.8%	30.0%
難病患者 308	10.4%	51.3%	2.9%	35.4%

● 居住継続意向 ●

今後も西東京市に住みつづけたいと思っている人は、身体障害者では76%、知的障害者では61%、精神障害者では68%、難病患者では71%となっています。

今後も西東京市に住みつづけたいと思いますか

n	思う	思わない	わからない	無回答
身体障害者 1,256	76.0%	1.3%	13.2%	9.6%
知的障害者 214	61.2%	4.2%	25.7%	8.9%
精神障害者 207	67.6%	5.3%	22.2%	4.8%
難病患者 308	71.4%	1.9%	19.8%	6.8%

● 市への要望 ●

今後、障害者施策を進めていくにあたって、市が特に充実させるべきこととしては、「福祉のまちづくりを推進する」ことや「障害者サービスや福祉情報提供を充実させる」ことをあげる人が共通して多くなっています。また、知的障害者と精神障害者では、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図る」ことが最も多くあげられています。

今後、障害者施策を進めていくにあたって、市は特にどのようなことを充実させていけばよいと思いますか

n	1位	2位	3位
身体障害者 1,256	「福祉のまちづくり」を推進する 46.2%	障害の予防とともに早期に発見し早い段階での適切な対応 37.7%	障害のある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進める 33.5%
知的障害者 214	障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図る 72.0%	障害のある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進める 56.5%	障害者サービスや福祉情報提供を充実させること 50.5%
精神障害者 207	障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図る 54.1%	障害者サービスや福祉情報提供を充実させること 46.9%	相談体制を充実させること 45.9%
難病患者 308	障害の予防とともに早期に発見し早い段階での適切な対応 39.6%	「福祉のまちづくり」を推進する 39.3%	難病のある人の働く場の確保や就労の定着を図る 34.1%

※ 複数回答、上位3項目を掲載

(3) ヒアリング調査結果概要

ヒアリング調査にご協力いただいたのは、以下の障害者団体等、サービス事業者等、教育関係、就労関係の機関等です。

障害者団体等	西東京市保谷身体障害者協会、西東京市聴覚障害者協会、西東京市中途失聴・難聴者の会、登録手話通訳者の会、西東京市保谷手をつなぐ親の会、田無手をつなぐ親の会、小鳩会（西東京市精神障害者家族会）、はっきいねっと、でこぼこ
サービス事業者等	保谷障害者福祉センター（地域活動支援センター（身体））、支援センター・ハーモニー（地域活動支援センター（精神））、放課後対策事業さざんかクラブ、ケアワーク北多摩（居宅介護等）、富士町作業所（就労継続支援B型）、コミュニティルーム友訪（就労継続支援B型）、ほうや福祉作業所（就労継続支援B型）、ケアこげら（短期入所等）、さくらの園（生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型）、どろんこ作業所（生活介護）
教育関係	石神井特別支援学校、田無特別支援学校、大泉・小平特別支援学校保護者、市内中学校特別支援教育コーディネーター、公民館（くるみ学級・あめんぼ青年教室）
就労関係	障害者就労支援センター・一步、ハローワーク三鷹、西東京商工会
その他	こどもの発達センター・ひいらぎ

ヒアリング調査では、団体等の活動内容や活動の際に困っていること、また、利用者から聞かれる声や行政への要望等を中心にお話をおうかがいしました。以下に、団体等からいただいた意見・要望等を整理します。

● 情報提供 ● 必要な人に必要な情報が届いていないケースがある

具体的な意見・要望等

- ・ ワンストップで情報提供や対応が可能な体制にしてほしい。
- ・ 必要な情報が必要な人にきちんと伝わる仕組みを考えてほしい。
- ・ 市内にどのような団体や施設があるかという情報や、障害に関する情報などが不足している。
- ・ 発達障害は分かりにくいこともあり、親も受容しにくい。障害者手帳を所持していない場合は、福祉関係の情報を得ることが難しい。市がもっと積極的に情報提供をしていくべき。

● 相談体制 ● 関係機関が連携した相談体制の構築が必要

具体的な意見・要望等

- ・ 事業所、医療機関、療育機関、行政（学校、障害福祉課）が連携をとって相談にあたってほしい。
- ・ 通常学級から高校と、地域とはあまり接触なく過ごしてきた場合、卒業後どこに何

を相談したらよいかわからない人もいる。それが発達障害などの難しさの一つ。

- 手話通訳者を置くことで、聴覚障害者が安心して相談できるようになる。
- 障害福祉サービスについては、今後、指定特定相談支援事業者等によるサービス等利用計画の策定が義務付けられる。市がタイミングよく、いろいろな情報を提供してくれるとありがたい。

● 療育 ● できるだけ早い段階から、市内で必要な療育を受けられることが大切

具体的な意見・要望等

- 障害の早期発見・早期療育が重要である。送迎体制も含めて、必要な人がサービスを利用できる環境を整えてほしい。
- 単独療育グループ（くじら・いるかグループ）、課題学習グループ（まんぼう・ひよっこまんぼうグループ）、親子参加グループ（めだか・ひよっこめだかグループ）は、ほぼ目いっぱい稼働している（定員以上を受け入れている）状況で、新しい児童は受け入れにくい状況となっている。特に、課題学習グループは待機者が多く出ている。
- とてもよくみてもらっていると感じているが、言語指導については不十分だと思う。PT、OTはいるが、STが不足しているのではないか。言語指導は早めに、定期的に行うことが大切であるが、現在は十分に受けられないため、他の施設（病院付属施設等）に通っている子どももいる。
- ひいらぎには、障害者手帳を取得する前に来る人がほとんどで、その点で障害福祉課との接点が少ないが、障害の発見から生涯を通じた支援が必要なので、最初から最後まで障害福祉課がかかわって支援してほしい。
- 市内では、どこの病院でも子どものリハビリをやっていないため、他市の病院・施設に通っている子どもも多い。市内でも子どものリハビリが受けられる体制が必要ではないか。
- 市外には、民間法人が運営する児童発達支援等の事業所が増えてきている。西東京市でも、ひいらぎ・ひよっこ以外に児童発達支援事業等を行う事業所が増えていくと良い。

● 教育 ● 一人ひとりの子どもに合った教育を進めることが大切

具体的な意見・要望等

- 通常の学級での障害児の受け入れ体制を仕組みとして充実させてほしい。
- 通級については、利用希望者の要望をできるだけ実現できる体制を整えてほしい。
- 固定級にも通級にも行けないで、通常の学級に通っている子どもも多くいる。小学校全体で、どのような子どもでも通いやすくなるような認識を持って進めてほしい。
- 副籍制度について、地域の通常の学校における障害児の受け入れ体制を充実してほしい。

● 放課後対策 ● 放課後の活動場所を市内で確保できるようにすることが必要

具体的な意見・要望等

- ・ さざんかクラブは、活動日が水曜日・土曜日のみだが、他市のようにもっと利用できるようにしてほしい。
- ・ お母さんは子どもを一生みていくのだから、気分転換のひとつとして、放課後の預かり（活動場所の提供）や、レスパイトサービスを充実していくことが必要。
- ・ 市内に放課後等デイサービスを行うところがあるとよい。市内にあれば安心できるし、助かる。
- ・ 放課後を過ごす場所を整備することは、子どもだけでなく、親たちも集まる機会ができて情報交換の場にもなるのでぜひ実現してほしい。
- ・ さざんかクラブの送迎は土曜日のみで、水曜日は行っていない。送迎がないために、参加したいが参加できないという声が聞かれる。

● 雇用・就労 ● 就労を促進するには行政と民間の協力、そして工夫が必要

具体的な意見・要望等

- ・ いろいろな雇用パターンを創出し、障害者が選択できるようにしてもらいたい。
- ・ 行政は単に就労支援を行うだけでなく、障害者の就労の場を提供してほしい。
- ・ 作業所の工賃が安すぎる。やっとの思いで通所しても、工賃が低いために働く気力をなくす人が大勢いる。何か魅力のある仕事を開拓できないか。
- ・ 地域での新規雇用開拓には、継続して輩出できるだけの障害者の確保やネットワークが必要。
- ・ 地元での就労を希望する人が多いことから、職場実習など就労に向けたきっかけ作りなど、地元企業との協力体制を構築できたらよいと思う。

● 余暇活動 ● 余暇活動を希望する人が多い

具体的な意見・要望等

- ・ 就労支援センターには、余暇支援の問い合わせも多い。就労と同時に生活パターンの充実を求めている。仕事以外での活動を希望する声がある。
- ・ 余暇活動を行う場所・機会が不足している。土日の遊び場所がない。団体で遊べるところがあるとよい。グループホームで暮らしている人でも、土日をもて余している人もいる。

● 理解・協力 ● 地域で暮らしていくには市民・地域の理解が不可欠

具体的な意見・要望等

- ・ 市民や地域の健常者にもっと障害者のことを知ってほしい。そのためには障害者・家族がもっと街へ出て行くことも大切だが、いろいろなイベントにおける障害者の受入体制を整備してほしい。
- ・ ケアホームを建てようと考えているが、地域の人々の理解がなかなか得られない。福

祉教育の機会を増やしたり、講演会の開催などをしてもらって、地域の人々の福祉への理解を深めてもらいたい。

- ボランティアなどにかかわってくれる人が多くなってきたが、特別なとき（障害者週間事業、市民まつり等）だけでなく、日常生活の中でも理解してもらえらる機会があるとよい。
- ボランティア体験や、一緒に作業をするなどのほか、日常での接点を増やすこと。一番よいのは学校で一緒に活動できれば、小さい頃から何の偏見もなく育つことができる。

● サービス利用 ● 必要なサービスを必要ときに十分利用できる環境整備が必要

具体的な意見・要望等

- 働いている保護者も多く、通学や通所の際の支援に移動支援が使えるようにしてほしい。
- 短期入所や移動支援は、人手不足で断られることがある。また、同性の介護者（特に男性）を確保できないことも多い。
- 聴覚障害者の家に行くヘルパーは、手話のできるヘルパーにするか、または手話通訳者が一緒に行くことができるような制度も考えてほしい。
- 生活状況や暮らし方、本人の状態を定期的に知るため、見守りの意味も含めて、必要な人には家事援助等のホームヘルプサービスをお願いしたい。
- 親は自分たちがすべて抱え込んでやってきたが、高齢になって無理が出てくる。365日ずっと介護をするのは疲れるので、レスパイト的に短期入所を利用するとか、うまくケアマネジメントができる仕組みができるとよい。

● 人材確保 ● 先々のことを考えた、サービス提供等にかかわる人材の育成が大切

具体的な意見・要望等

- 現在困っているのはヘルパーの高齢化と、特にガイドヘルパーの不足。ガイドヘルパー講習会等の場で民間の事業者があることを紹介してもらえるとありがたい。
- 市民後見人等の人材の育成・活用を図っていく研修を実施してほしい。
- 精神障害に対応するヘルパーを養成し、利用できるようにしてほしい。定期的に訪問ヘルパーが入り、話をしたり、一緒に部屋を整理することなどでかかわることにより、生活も安定する。
- 移動の際に支援を必要とする人が多いので、ボランティアを育成してもらえるとありがたい。

● 居住の場 ● 地域で暮らす住まいの場としてグループホームの整備を進めることが必要

具体的な意見・要望等

- 加齢による機能低下の問題もある中、知的障害者が生涯地域で暮らせる場所が非常に少ない。

- 親が亡くなったあと、グループホーム・ケアホームに全員入れてもらえるのか。
- 現在のグループホームは身の回りのことができる人が前提になっているが、重度の知的障害者の対応についても考えていく必要がある。
- 入居してから安定するまでに時間がかかるため、通過型グループホームの3年という期間は短いと感じている。滞在型のグループホームがあるとありがたい。

● ネットワーク・連携 ● 市内のネットワーク・連携を活発化させることが大切

具体的な意見・要望等

- 3歳児健診等で障害の可能性等が認められ、その後、ひいらぎ、学校等と進み、卒業後は福祉関係の支援を受けることになる。健康（母子保健）、教育、福祉と、支援がぶつ切りになっている。一人の障害者を子どもの頃から大人まで一貫して支援していけるような体制づくりが求められる。
- 生まれてから青年期まで通った様々な機関が連携して、どこの機関に行くときも同じことを説明しないで済むようにしてほしい。情報をどこか一つのところで管理できるとよい。
- 障害者・保護者と行政の懇談会を定期的を開催してはどうか。その際には、一つの障害に限らず、他の障害の団体も含めた懇談会とすることで、お互いの理解も深まるのではないかと。
- 西東京市は障害者団体の活動があまり活発ではない。市が中心になって、様々な団体や事業者が集まる会を立ち上げてほしい。
- 教育と福祉の連携も課題の一つで、教育機関から福祉サービスにつながる際に継ぎ目のない支援体制を今後は地域になじむ形で構築していく必要がある。

● バリアフリー化 ● 市内には、まだバリアフリー化されていない場所がある

具体的な意見・要望等

- 市内には車いすでの利用が難しい道路がいくつもある。また、音声案内が整備されていない信号や施設、スロープがあっても傾斜がきつくて上れない施設や歩道上の電柱など、点検・改善が必要な箇所がある。
- 市内の道路には、肢体不自由者にとっての歩行環境が整っていない場所がいくつもある。
- バス等の公共交通機関の利用時に利用のしづらさや不手際を感じることもある。ハード面だけでなくソフト面にも配慮してバリアフリー化を進めてほしい。

● 災害対策 ● 障害の特性を考慮した、災害時対応を考えることが大切

具体的な意見・要望等

- フレンドリーには、聴覚障害者に配慮した設備がない。例えば、電光掲示板など、文字情報で知らせる設備など。聴覚障害者は、館内放送があってもわからない。
- 災害のときに、知的障害者は一般の人と混じって避難できない。作業所については、

安全性を確認した上で問題がないなら、すべてを避難所に指定してほしい。知的障害者の場合は、慣れているところなら安心して避難できる。作業所を臨時的に避難所とできるようにしてほしい。

● 医療 ● 医療的なケアを必要とする人たちへの対応を検討することが必要

具体的な意見・要望等

- ・ 医療的ケアを必要とする子どもは、卒業後、行き場所がない。障害の程度にかかわらず、住み慣れた・生まれ育った地域で生活させたいので、市内に医療的ケアのできる施設の参入を促して行ってほしい。
- ・ 病院は3か月で患者を退院させるが、定期的に通院させるなどのフォローが必要。退院させるときには、つながりをきちんと作ってからにしてほしい。家族任せにされても難しい。
- ・ 医療を必要とする人たちのケアホームの設置も同時に進めていく必要がある。高齢化も進んでおり、いずれ医療を必要とするときもくる。
- ・ 医療につながらない人や、治療を途中で止めてしまう人を、地域で支えていくようなシステムがあるとよい。

● 高齢化対応 ● 高齢者のサービス（介護保険サービス）との連携・調整が必要

具体的な意見・要望等

- ・ 知的障害者が高齢になった場合、一般の高齢者と一緒のところで支援を受けるようになることもあるが、知的障害者の場合は「場所」に強いこだわりがある。
- ・ 65歳になると介護保険サービスに移る。今まで障害福祉サービスを受けていた人が、介護保険のサービスになり、サービスの範囲が変わってしまう。介護保険に移る際には、庁内で連携をとって案内してほしい。

● 家族への支援 ● 障害のある人本人への支援だけでなく、家族への支援も大切

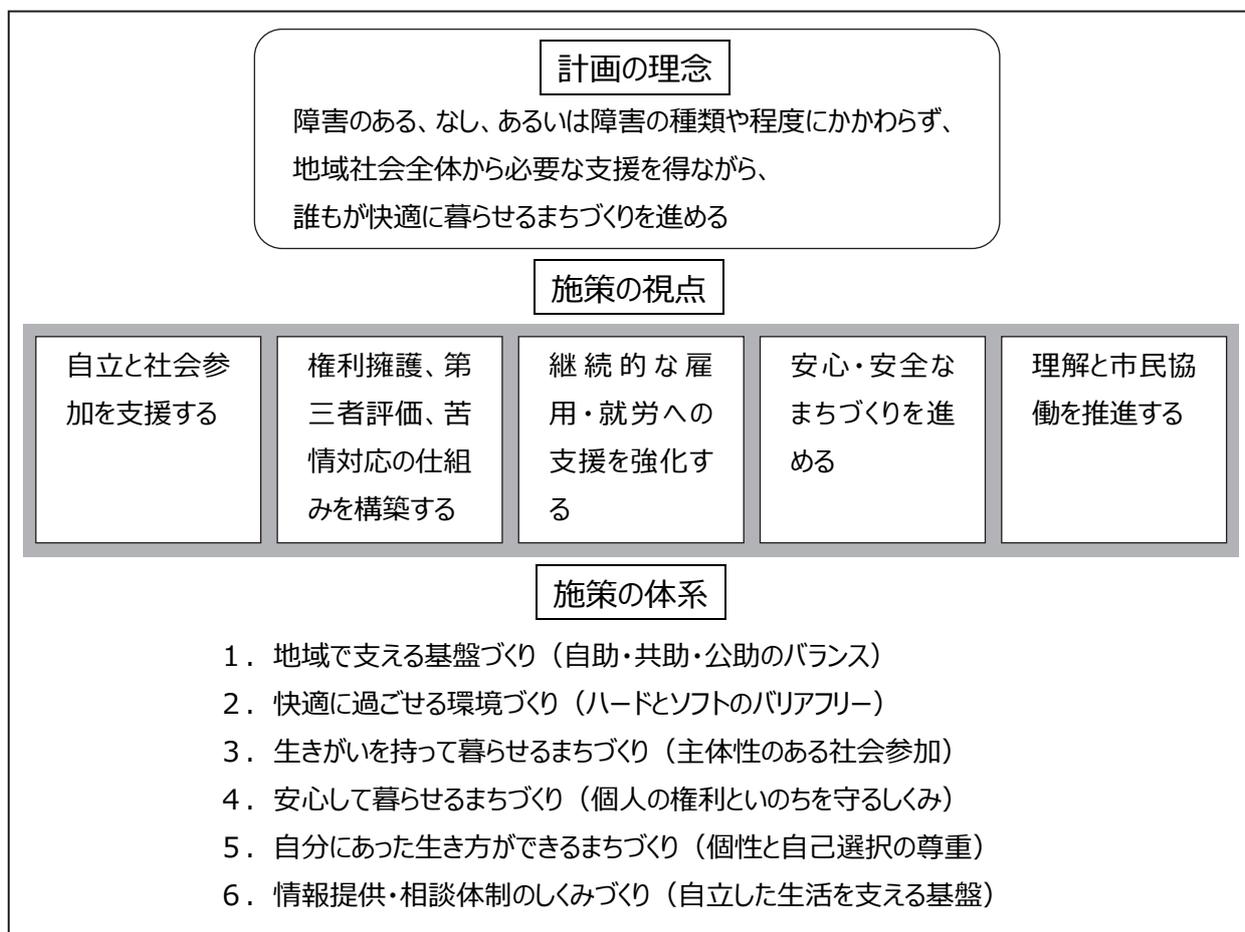
具体的な意見・要望等

- ・ 子どもの障害の受容がなかなかできない親もいる。子どもが小さいうちに、親に対して障害等に関する情報を十分提供していくことが必要。
- ・ 高次脳機能障害の場合は、本人が自分の障害を十分に受容できていないケースも多い。本人だけでなく家族も含めて、理解を進める必要がある。
- ・ 障害児の親のケアについては、行政がしっかりとした中長期的なプログラムを提供してほしい。

6 前計画の進捗状況

西東京市では、平成16年度から平成25年度までを計画期間とした「西東京市障害者基本計画」（前計画）に基づいて、様々な障害者施策を推進してきました。

● 前計画（平成20年度改定：平成16年度～平成25年度）の概要 ●



前計画に基づく障害者施策の推進は、以下のように一定の成果を上げている一方、今後解決すべき課題も残されています。

10年間で進んだ 主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者総合支援センター・フレンドリー」の開設 ・ 「相談支援センター・えぽっく」の開設 ・ 「人にやさしいまちづくり条例」に基づく市内公共施設等のバリアフリー化
課題が残されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間活力の導入による日中の活動場所の整備 ・ 障害や障害のある人への理解の推進 ・ 民間活力の導入によるグループホーム・ケアホームの整備 ・ コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実

以下に、前計画に基づく10年間の成果と課題を「施策の方向性」ごとに詳しく説明します。

(1) 「地域で支える基盤づくり」に関する施策

平成23年5月に、障害のある人の地域生活支援の拠点となる施設として、「障害者総合支援センター・フレンドリー」を開設しました。また、市内の小規模作業所等の事業所は、ほぼすべてが障害者自立支援法（現在は障害者総合支援法）上の事業所へと移行する等、社会資源の整備を行ってきました。

一方、アンケート・ヒアリングの調査結果や、今後のサービス利用の見込み量などを考慮すると、障害のある人の日中の活動場所等が不足しており、障害福祉サービス事業所等の社会資源の更なる整備が必要となります。

(2) 「快適に過ごせる環境づくり」に関する施策

市内の物理的な障壁の解消のため、「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、市内にある学校や公共施設、鉄道駅等のバリアフリー化や歩行環境の整備を計画的に進めてきました。

また、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」を中心とした普及・啓発活動や、毎年12月3日から9日までの障害者週間に開催する展示イベント・講演会などの機会を通じて、障害や障害のある人に対する理解の促進を行うとともに、学校や公民館などの教育関係機関による福祉教育や交流事業を行ってきました。

しかし、アンケートやヒアリングの結果から、市内にはまだ障害のある人が通行に不安や危険を感じる箇所が残されていること、障害や障害のある人に対する理解はこの10年間で進んでいるものの、いまだ不十分であり、障害のある人が主体的に社会の中で活動を行ったり、住み慣れた地域で生活したいと思っても、それを阻む「社会的な障壁」が完全には除去されていない状況が明らかになりました。

コラム

障害者総合支援センター・フレンドリー

障害者総合支援センターは、障害の種別にかかわらず、市内に居住する障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点として、従来あった就労支援センター、地域活動支援センター、生活介護事業所を統合するとともに、相談事業を行う施設です。障害のある方だけでなく、地域の皆さまにも広く活用していただけるよう、情報コーナーや会議室等を備えています。

所在地：〒188-0011 西東京市田無町四丁目17番14号



(3) 「生きがいを持って暮らせるまちづくり」に関する施策

療育・教育の分野では、「こどもの発達センター・ひいらぎ」等において、障害のある子どもの早期発見・早期療育に努めるとともに、小・中学校における特別支援教育等を通じて、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育に努めてきました。

しかし、アンケート調査やヒアリング調査の結果、市内における早期発見・早期療育を行う体制は十分ではなく、必要な時に必要な療育が受けられる体制が整っていないことや、就学や学校卒業というライフステージの節目において支援が途切れてしまいがちである実態が明らかになりました。

また、就労の分野では、「障害者就労支援センター・一歩」を中心に、障害のある人の就労支援に努めてきましたが、障害者雇用率未達成企業が依然として多い状況や、就労継続支援 B 型事業所等において、作業の受注が進まないために工賃が伸び悩み、結果として障害のある人が利用しづらくなっていることが明らかになりました。

(4) 「安心して暮らせるまちづくり」に関する施策

障害のある人の権利を守るため、「権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用促進と普及に努めてきました。平成 24 年 10 月からは、障害者虐待防止法の施行に伴い、市に障害者虐待防止センターを設置しました。

また、保健・医療の分野では、かかりつけ医の普及や、各種医療費の助成を通して、障害のある人に対する適切な保健サービスや医療の提供に努めてきました。

さらに、災害や犯罪などへの対策の分野では、災害時要援護者登録制度の普及に努めるとともに、医療等の体制整備についての検討を行ってきました。

しかし、通院ができない精神障害者の受診支援や、医療機関受診後の地域定着が進んでいないという課題が残されています。また、医療的ケアのニーズに対する受け皿としては、現在、試行的に実施している事業所が 1 箇所あるのみです。

また、災害時要援護者に対する具体的な避難支援プランの作成は道半ばであり、関係機関と連携した緊急時の医療体制の整備についても、検討・調整が継続されている状況です。

(5) 「自分にあった生き方ができるまちづくり」に関する施策

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすための居住の場である、グループホーム等に対する支援を進めてきました。しかし、障害のある人の保護者の高齢化が進む中、「親亡き後」の生活に不安を感じる声も多く、グループホーム等の居住の場のさらなる充実が求められています。

また、在宅サービスを含めた障害福祉サービスについては、人材の育成など、提供体制の充実が今後も必要であり、特に発達障害や高次脳機能障害がある人への支援については課題が残されています。

(6) 「情報提供・相談支援のしくみづくり」に関する施策

相談支援に関しては、西東京市では、これまでさまざまな相談窓口において障害のある人やその家族からの相談に対応してきました。障害福祉に関する相談に対しては、障害福祉課相談窓口や、「保谷障害者福祉センター」「支援センター・ハーモニー」といった地域活動支援センター、「障害者就労支援センター・一歩」等において、それぞれの専門分野に応じた相談を行ってきました。また、平成23年5月にオープンした「相談支援センター・えぽっく」においては、障害の種類にとらわれない相談を行ってきました。

しかし、アンケート調査やヒアリング調査の結果、各ライフステージや相談の内容によって相談窓口が異なることで、相談の情報が途切れてしまい、相談者は窓口が変わる度に何度も同じ内容を相談しなければならないという現状が明らかになりました。また、地域活動支援センターについては、知的障害者の利用を中心とするものが市内に設置されていないのが現状です。

情報提供の分野に関しては、「障害者のしおり」による福祉サービス等の支援に関する情報提供を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣などのコミュニケーション支援を行ってきましたが、サービスを利用する障害のある人やその家族からは、「どのようなサービスがあるのか、利用するにはどうしたらいいのかが分かりにくい」との声が多く寄せられています。また、手話通訳等、障害の特性に対応した情報伝達の手段が確保されていない等の要望があげられています。

第2章 西東京市の障害者をめぐる現状

1 障害者数等

(1) 身体障害者の状況

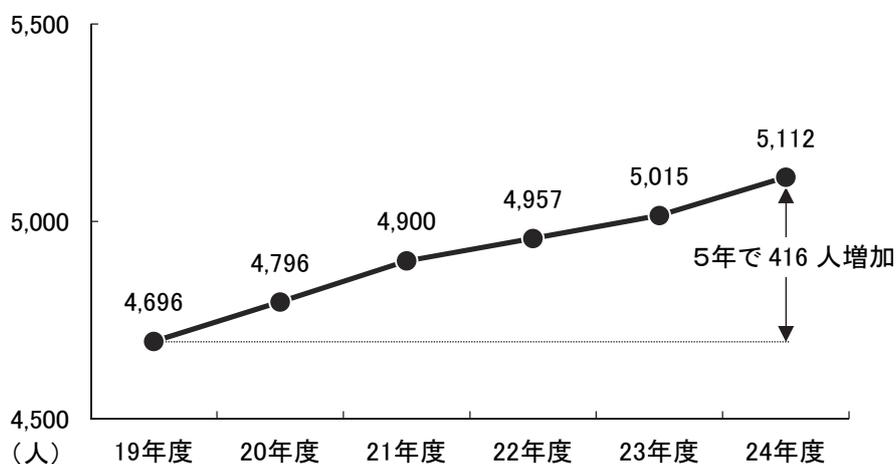
平成 24 年度末の身体障害者手帳登録者数は 5,112 人で、平成 19 年度からの5年間で 416 人増加しています。

障害の程度別にみると、1 級が 1,734 人 (33.9%)、2 級が 814 人 (15.9%) となっており、1・2 級を合わせた重度の障害者が約半数を占めています。

● 身体障害者手帳登録者数（障害程度別）の推移 ●

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
合計	4,696 (100%)	4,796 (100%)	4,900 (100%)	4,957 (100%)	5,015 (100%)	5,112 (100%)
1 級	1,575 (33.5%)	1,608 (33.5%)	1,655 (33.8%)	1,700 (34.3%)	1,712 (34.1%)	1,734 (33.9%)
2 級	800 (17.0%)	809 (16.9%)	811 (16.6%)	795 (16.0%)	811 (16.2%)	814 (15.9%)
3 級	711 (15.1%)	732 (15.3%)	743 (15.2%)	773 (15.6%)	766 (15.3%)	780 (15.3%)
4 級	1,109 (23.6%)	1,153 (24.0%)	1,178 (24.0%)	1,187 (23.9%)	1,208 (24.1%)	1,256 (24.6%)
5 級	285 (6.1%)	274 (5.7%)	286 (5.8%)	288 (5.8%)	291 (5.8%)	297 (5.8%)
6 級	216 (4.6%)	220 (4.6%)	227 (4.6%)	214 (4.3%)	227 (4.5%)	231 (4.5%)

※ 各年度末現在



● 身体障害者手帳登録者数（障害種類別）の推移 ●

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
合計		4,841	4,944	5,060	4,957	5,015	5,112
視覚障害		346	344	358	325	323	325
聴覚障害		419	443	458	406	417	431
言語障害		121	122	136	78	78	74
肢体不自由		2,450	2,502	2,530	2,534	2,568	2,621
内部障害	心臓	712	734	758	793	805	827
	じん臓	354	352	364	387	398	408
	呼吸器	139	135	128	118	103	95
	小腸	7	4	5	4	4	4
	膀胱	64	63	60	258	264	268
	直腸	198	205	222			
	その他（免疫）	31	40	41	46	49	53
	肝臓	—	—	—	8	6	6
小計		1,505	1,533	1,578	1,614	1,629	1,661

※ 各年度末現在、平成22年度より重複障害者は主たる障害のみで人数を計上

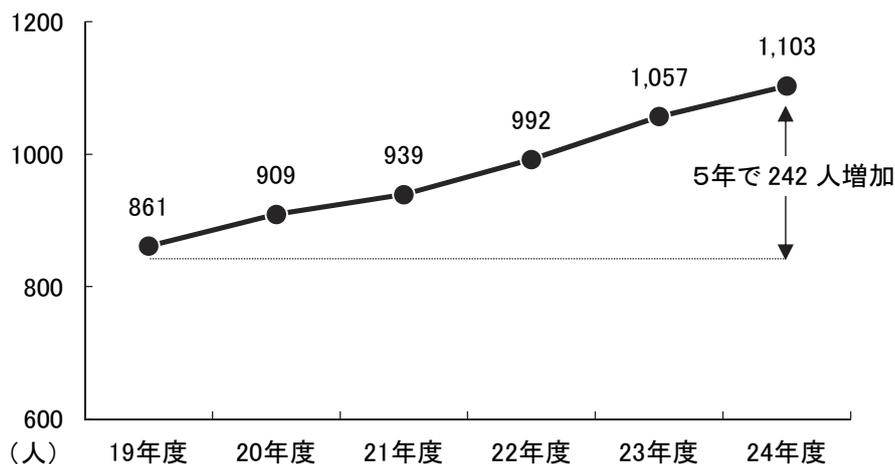
(2) 知的障害者の状況

平成24年度末の愛の手帳登録者数は1,103人で、平成19年度からの5年間で242人増加しています。

● 愛の手帳登録者数の推移 ●

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
合計	861 (100%)	909 (100%)	939 (100%)	992 (100%)	1,057 (100%)	1,103 (100%)
1度	27 (3.1%)	27 (3.0%)	27 (2.9%)	34 (3.4%)	31 (2.9%)	33 (3.0%)
2度	241 (28.0%)	254 (27.9%)	259 (27.6%)	289 (29.1%)	305 (28.9%)	315 (28.6%)
3度	259 (30.1%)	268 (29.5%)	270 (28.8%)	272 (27.4%)	284 (26.9%)	284 (25.7%)
4度	334 (38.8%)	360 (39.6%)	383 (40.8%)	397 (40.0%)	437 (41.3%)	471 (42.7%)

※ 各年度末現在



(3) 精神障害者の状況

平成24年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,091人で、平成20年度に比べて434人増加しています。

● 精神障害者保健福祉手帳登録者数の推移 ●

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
657	736	867	1,026	1,091

(4) 難病患者の状況

平成24年度末の難病者福祉手当（市制度）受給者数は1,673人で、平成19年度からの5年間で355人増加しています。また、平成24年度末の難病医療費等助成申請者等受理件数は2,435件で、平成19年度からの5年間で746件増加しています。

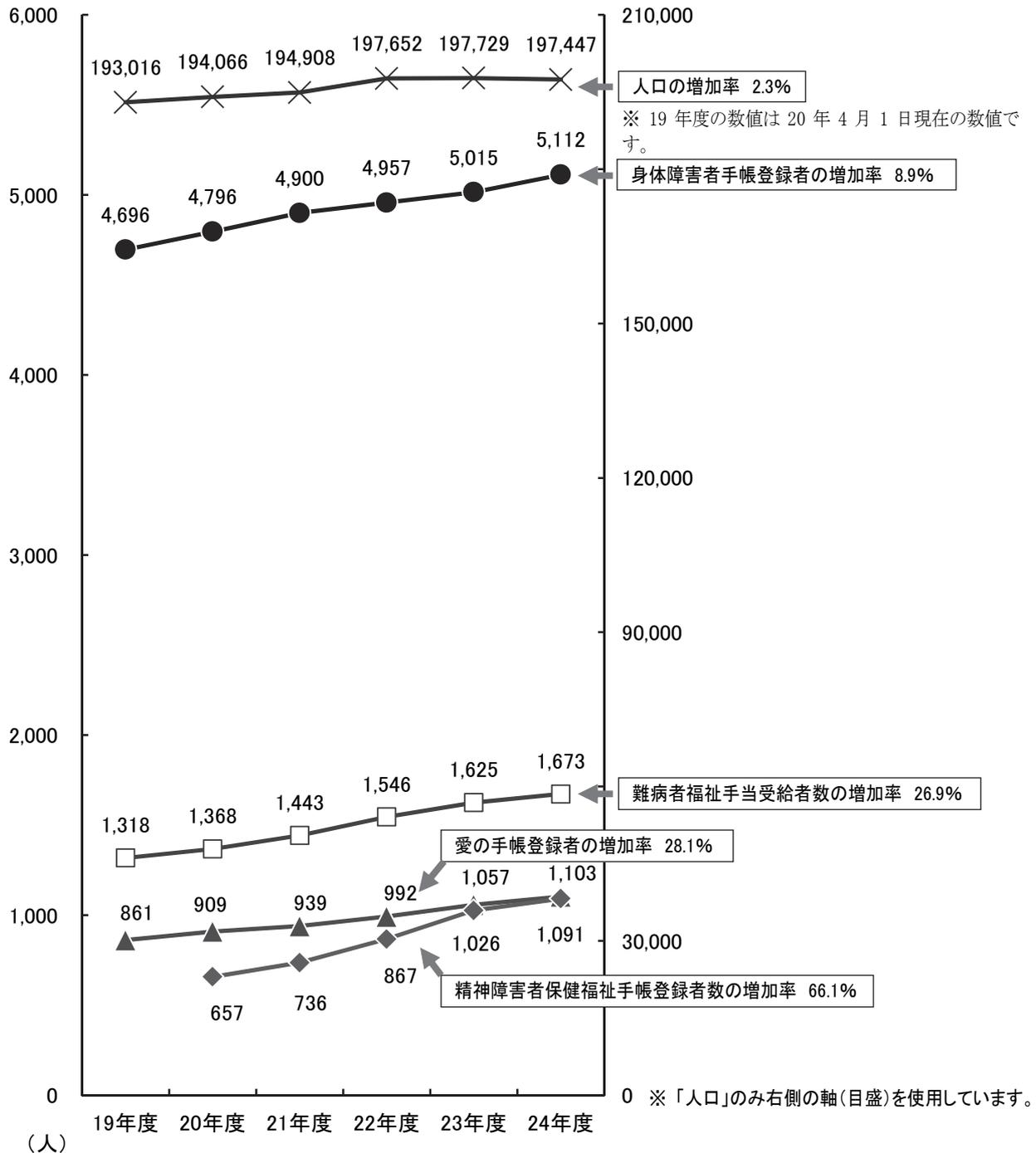
● 難病者福祉手当（市制度）受給者数及び医療費助成申請書等受理件数の推移 ●

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
難病者福祉手当（市制度）受給者数	1,318	1,368	1,443	1,546	1,625	1,673
難病医療費等助成申請書等受理件数	1,689	1,706	2,025	2,115	2,297	2,435

※ 各年度末現在

身体障害者手帳登録者数等の増加率（平成 19 年度と平成 24 年度の比較）を、市の人口の増加率と比較してみると、人口の増加率が 2.3%なのに対して、身体障害者手帳登録者数は 8.9%、愛の手帳登録者数は 28.1%、精神障害者保健福祉手帳登録者数は 66.1%、難病者福祉手当受給者数は 26.9%と、いずれも人口の増加率を大きく上回っています。

● 障害者数の増加率（人口増加率との比較） ●



※ 増加率 = (24 年度数値 - 19 年度数値) ÷ (19 年度数値)

(5) 児童・生徒の状況

平成 25 年9月1日現在、市立小学校の特別支援学級に在籍する児童は 109 人、通級指導学級に通う児童は 128 人です。また、市立中学校の特別支援学級に在籍する生徒は 76 人、通級指導学級に通う生徒は 28 人です。

小学生

● 市立小学校の特別支援学級の児童数 ●

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	合計
田無小学校(知的)	5	3	5	1	5	8	27
中原小学校(知的)	0	2	2	2	3	6	15
東小学校(知的)	0	3	0	4	2	2	11
田無小学校(情緒)	6	5	8	7	1	5	32
中原小学校(情緒)	2	5	3	7	7	0	24

※ 平成 25 年9月1日現在

● 市立小学校の通級指導学級の児童数 ●

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	合計
保谷第一小学校(情緒)	0	3	6	3	3	4	19
谷戸小学校(情緒)	0	4	5	7	5	0	21
東伏見小学校(情緒)	0	2	3	9	4	8	26
保谷小学校(言語)	10	7	4	4	3	3	31
芝久保小学校(言語)	5	15	8	1	2	0	31

※ 平成 25 年9月1日現在

中学生

● 市立中学校の特別支援学級の生徒数 ●

	第1学年	第2学年	第3学年	合計
田無第一中学校(知的)	7	4	7	18
保谷中学校(知的)	13	6	9	28
田無第一中学校(情緒)	7	3	8	18
保谷中学校(情緒)	2	5	5	12

※ 平成 25 年9月1日現在

● 市立中学校の通級指導学級の生徒数 ●

	第1学年	第2学年	第3学年	合計
田無第二中学校(情緒)	7	12	9	28

※ 平成 25 年9月1日現在

また、平成 25 年 4 月 1 日現在、市内・近隣自治体の特別支援学校等に在籍する児童・生徒は、小学生 86 名、中学生 39 名、高校生 89 名です。

● 市内・近隣自治体の特別支援学校等の児童・生徒数 ●

	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年	合計
小学生	13	15	10	17	16	15	86
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	合計			
中学生	7	21	11	39			
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	合計			
高校生	35	28	26	89			

※ 平成 25 年 4 月 1 日現在、障害福祉課調べ



2 市内の障害者関連施設等

● 市立の障害者（児）福祉施設 ●

施設名	名称・事業名
西東京市障害者総合支援センター	相談支援センター・えぼく
	障害者就労支援センター・一歩
	地域活動支援センター「支援センター・ハーモニー」
	生活介護事業所「くろーばー」
西東京市保谷障害者福祉センター	地域活動支援センター「保谷障害者福祉センター」
住吉会館ルピナス	こどもの発達センター・ひいらぎ
西東京市立西原保育園	こどもの発達センター分室・ひよっこ
西東京市田無総合福祉センター	障害児放課後対策事業さざんかクラブ

※ 障害児放課後対策事業さざんかクラブは、平成 26 年 4 月より、「放課後等デイサービス事業所・さざんか」及び「児童発達支援事業所・みらい」へと移行予定

● 市内の障害者福祉関係通所施設 ●

施設名	種別	主な障害	定員	利用者数
富士町作業所（ゆずりは作業所）	就労継続支援 B 型	身体障害	40	18
富士町作業所（サンライズ富士）	就労継続支援 B 型	精神障害		17
ほつや福祉作業所	就労継続支援 B 型	知的障害	40	52
さくらの園	就労移行支援	知的障害	6	8
	就労継続支援 B 型	知的障害	45	48
	生活介護	知的障害	25	18
サンワーク田無	就労継続支援 B 型	精神障害	20	17
たなし工房	就労継続支援 B 型	精神障害	20	15
コミュニティルーム友訪	就労継続支援 B 型	精神障害	20	23
はたらきば	生活介護	知的障害	12	2
どろんこ作業所	生活介護	身体障害	20	18
ワークステーション ウーノ	就労継続支援 B 型	知的障害	20	14

※ 利用者数 = 西東京市が支給決定している利用者数（平成 25 年 4 月 実人数）

● 市内の障害者福祉関係入所施設等 ●

種別	施設名	定員	利用者数
障害者支援施設（知的入所）	たんぼぼ	50	12
	つばな寮	4	4
知的障害者グループホーム・ケアホーム	なぎさ寮	4	0
	田無寮（第一～第四）	14	14
	自立生活企画生活寮	5	2
	わっはっは	5	5
	緑町マリーナ	6	2
	ピッピ	9	8
	精神障害者グループホーム・ケアホーム	グループホーム サンワーク	6
グループホーム わんど		13	4
グループホーム 住まいる		19	0
グループホーム もやい		7	3
グループホーム ミモザハウス		7	1

※ 利用者数 = 西東京市が支給決定している利用者数（平成 25 年 4 月 実人数）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の全体図

10年間の重点推進項目

- 1 障害のある子どもへの支援を充実します
- 2 障害や障害のある人への理解を推進します
- 3 相談支援体制を充実します
- 4 障害のある人の社会参加を支援します
- 5 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針

基本方針 1

ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

基本方針 2

主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

基本方針 3

地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

施策の方向

- (1) 相談支援・ネットワーク
⇒ より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。
- (2) 生活支援
⇒ ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。
- (3) 教育・育成
⇒ 必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します。
- (1) 雇用・就業
⇒ 障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を進めます。
- (2) 余暇活動・生涯学習活動
⇒ 障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。
- (1) 広報・啓発
⇒ 障害や障害のある人への理解を深めるための取組みを進めます。
- (2) 生活環境
⇒ バリアフリー環境の整備を進めるとともに、グループホーム等の整備を進めます。
- (3) 保健・医療
⇒ 障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉の連携を進めます。
- (4) 情報・コミュニケーション
⇒ 必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。

2 計画期間

計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。
ただし、平成30年度には、計画の進捗状況等を踏まえ、見直しを行います。



3 基本理念・基本方針

本計画の策定にあたっては、「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」等での検討も踏まえ、以下のとおり「基本理念」を設定しました。

また、基本理念を実現するために、3つの大きな基本方針を定めました。本計画は、この3つの基本方針に基づき、様々な施策・取組みを積極的に推進していきます。

● 基本理念と3つの基本方針 ●

基本理念

**障害のある人が、その生涯にわたって、
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。**

基本方針1

ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

基本方針2

主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

基本方針3

地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本方針1 ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

次の3つの分野において、具体的な施策・取組みを推進します。

(1) 相談支援・ネットワーク

より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。

(2) 生活支援

ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。

(3) 教育・育成

必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します。

基本方針2 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

次の2つの分野において、具体的な施策・取組みを推進します。

(1) 雇用・就業

障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を進めます。

(2) 余暇活動・生涯学習活動

障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。

基本方針3 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

次の4つの分野において、具体的な施策・取組みを推進します。

(1) 広報・啓発

障害や障害のある人への理解を深めるための取組みを進めます。

(2) 生活環境

バリアフリー環境の整備を進めるとともに、グループホーム等の整備を進めます。

(3) 保健・医療

障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉との連携を進めます。

(4) 情報・コミュニケーション

必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。



4 10年間の重点推進項目

アンケート調査やヒアリング調査の結果、また、「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」における検討等を踏まえて、次の5つの項目を重点推進項目として設定しました。

今後、本計画の計画期間である平成26年度から平成35年度の10年間において、重点的に関連施策を推進していきます。

重点推進項目 1

障害のある子どもへの支援を充実します

障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることは、障害の軽減や社会適応能力の向上に有効であるとされています。

しかし、アンケート調査やヒアリング調査の結果、市内における早期発見・早期療育を行う体制が十分ではないという意見が多く寄せられました。

また、障害の発見から療育、教育、福祉といった支援が途切れることなく提供されることが望ましいにもかかわらず、就学や学校卒業というライフステージの節目において支援が途切れてしまいがちであるのが現状です。

今後は、早期発見・早期療育の体制をさらに充実させ、必要な療育や支援が必要な時に受けられる体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育の相互の連携をさらに進め、障害のある子どもがライフステージを通じて切れ目なく支援を受けられる体制の整備を進めます。

また、障害のある子どもを持つ保護者に対する、メンタルケアを含めた支援についての検討を進めます。

関連施策

- 早期発見・早期療育体制の充実 【1-(3)-1】 → 57ページ参照
- 障害のある子どもを持つ保護者への支援 【1-(3)-2】 → 57ページ参照
- 療育・教育相談事業の推進 【1-(3)-4】 → 57ページ参照
- 障害児の放課後等の居場所の充実 【1-(3)-14】 → 60ページ参照

※ 施策のあとの番号（【1-(3)-1】等）は、施策の進捗管理を的確に行うために施策ごとにつけた番号です。

重点推進項目2

障害や障害のある人への理解を推進します

障害や障害のある人への理解については、障害のある人の社会参加が進んできたこともあり、少しずつ進んできています。しかしながら、アンケート調査やヒアリング調査の結果では、「障害があることによる差別や人権侵害を感じる」という回答の割合が一定程度あり、障害のある人が地域で生活したり外出をする上での「社会的障壁」が完全には除去されていない現状が明らかになりました。

障害のある人たちがかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するためには、こうした「社会的障壁」を取り除いていくことが必要であり、そのためには障害や障害のある人に対する理解が重要となります。

今後も引き続き、普及・啓発活動や交流会等の様々な機会や学校教育の場を通じて、障害や障害のある人への理解推進のための取組みを進めるとともに、新たな交流の機会を広げていきます。

関連施策

- 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実 【3-(1)-1】 → 67ページ参照
- 障害者団体の交流機会の活用 【3-(1)-3】 → 67ページ参照
- 障害者総合支援センターと地域の交流促進 【3-(1)-4】 → 67ページ参照
- 障害のある人をサポートする仕組みの検討 【3-(1)-11】 → 69ページ参照



重点推進項目3**相談支援体制を充実します**

アンケート調査やヒアリング調査の結果から、各ライフステージや相談の内容によって相談窓口が異なることで、相談の情報が途切れてしまい、相談者は窓口が変わる度に何度も同じ内容を説明しなければならないという現状が明らかになりました。

また、地域活動支援センターについては、知的障害者の利用を中心とするものが市内に設置されていないのが現状です。

こうした現状を改善し、ライフステージを通じて切れ目のない支援を提供するためには、個々の相談窓口の充実とともに、それぞれの相談機関が相互に連携することが大切です。

今後は、知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの新設を含めた相談窓口の充実と、「基幹相談支援センター」を含めた相談機関のネットワーク化の推進等、相談支援体制の充実に向けた検討を継続します。

関連施策

-
- 相談機関相互の連携の推進 【1-(1)-1】 → 49ページ参照
 - 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実 【1-(1)-2】 → 49ページ参照
-

重点推進項目 4

障害のある人の社会参加を支援します

障害のある人が主体的に社会の中でいきいきと活動できるよう、障害のある人の就労や日中活動といった社会参加に対する支援を行います。

具体的には、一般就労へとつなげるための支援として、障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を通じ、障害のある人が働きやすい環境づくりを進めます。

また、就労訓練の場の拡充に向け、民間法人による就労継続支援や就労移行支援等の事業所の誘致を進めます。

日中活動の場の確保としては、知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置に向けた検討を進めるとともに、文化・芸術・スポーツ等の活動や生涯学習、余暇活動に対する支援を継続します。

関連施策

-
- 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置 【1-(2)-1】
→ 51ページ参照
 - 就労援助事業の実施 【2-(1)-1】 → 62ページ参照
 - 就労機会の拡大 【2-(1)-2】 → 62ページ参照
 - 授産製品の販路拡大 【2-(1)-6】 → 63ページ参照
 - 障害者施設等への優先購入（調達）の推進 【2-(1)-7】 → 63ページ参照
 - 就労継続支援 A 型事業所や就労移行支援事業所の誘致 【2-(1)-9】
→ 63ページ参照
-

重点推進項目5

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのまちづくりを、ハード、ソフトの両面から推進します。

ハード面では、公共交通機関や公共施設をはじめとした建築物、道路等のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、防災・防犯対策を継続的に実施していきます。

ソフト面では、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」との連携により、成年後見制度等の権利擁護のための制度・事業の利用促進と普及に努めるとともに、平成24年10月に設置された「障害者虐待防止センター」において、窓口での適切な対応や虐待防止に関する普及・啓発活動を継続していきます。

また、障害のある人の保護者の高齢化が進む中、「親亡き後」の生活に不安を感じる声が多くあげられていることから、障害のある人の地域における居住の場として、民間法人によるグループホーム等設置の誘致を引き続き進めていきます。

関連施策

- 障害者虐待防止センター機能の充実【3-(1)-6】→ 68ページ参照
- 権利擁護センター・あんしん西東京との連携【3-(1)-7】→ 68ページ参照
- グループホーム等の整備【3-(2)-1】→ 71ページ参照
- 人にやさしいまちづくりの推進【3-(2)-2】→ 71ページ参照
- 災害時要援護者避難支援プランの作成【3-(2)-16】→ 74ページ参照



第4章 施策の展開

基本理念	基本方針	施策の方向
<p>障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。</p>	<p>基本方針1に関する施策</p> <p>～ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。～</p>	<p>(1)相談支援・ネットワーク [より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。]</p>
		<p>(2)生活支援 [ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。]</p>
	<p>(3)教育・育成 [必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します。]</p>	
	<p>基本方針2に関する施策</p> <p>～主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。～</p>	<p>(1)雇用・就業 [障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を進めます。]</p>
<p>(2)余暇活動・生涯学習活動 [障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。]</p>		

事業グループ	具体的な施策
① 相談支援体制の充実	1-(1)-1 相談機関相互の連携の推進
	1-(1)-2 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実
	1-(1)-3 当事者等による身近な相談活動への支援
	1-(1)-4 民生委員・児童委員の相談活動の充実
① 福祉サービスの充実	1-(2)-1 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置
	1-(2)-2 レスパイトや緊急一時保護を行う事業所の誘致
	1-(2)-3 難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握
	1-(2)-4 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施
	1-(2)-5 発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施
	1-(2)-6 障害のある人の家族に対する支援
	1-(2)-7 地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保
	1-(2)-8 専門的人材の育成
② サービスの質の確保・向上	1-(2)-9 民間事業所のサービス体制の向上に向けた支援
	1-(2)-10 サービス事業者に対する第三者評価
③ 障害者福祉基盤の整備	1-(2)-11 地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進
	1-(2)-12 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応
	1-(2)-13 若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致
④ 地域における支援体制の整備	1-(2)-14 ほっとするまちネットワークシステムの充実
	1-(2)-15 地域で活動している組織や団体への支援の充実
	1-(2)-16 地域資源の活用
	1-(2)-17 ヘルプカードの活用
① 障害児の育ちを支える体制の整備	1-(3)-1 早期発見・早期療育体制の充実
	1-(3)-2 障害のある子どもを持つ保護者への支援
	1-(3)-3 子ども総合支援センターの充実
	1-(3)-4 療育・教育相談事業の推進
	1-(3)-5 幼稚園・保育園の入園に対する支援
	1-(3)-6 ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施
	1-(3)-7 中等度難聴児発達支援事業の実施
	1-(3)-8 こどもの発達センター・ひいらぎ、分室ひよっこ事業の推進
② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	1-(3)-9 特別支援学級の整備
	1-(3)-10 特性に応じた教育課程と教育内容の充実
	1-(3)-11 学校入学前後の支援の継続に関する取組みの充実
	1-(3)-12 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制
	1-(3)-13 介助員制度の実施
③ 放課後等の居場所の充実	1-(3)-14 障害児の放課後等の居場所の充実
① 適性や能力に応じた就労の場の確保	2-(1)-1 就労援助事業の実施
	2-(1)-2 就労機会の拡大
	2-(1)-3 市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実
	2-(1)-4 市における雇用拡大
	2-(1)-5 障害特性に合わせた雇用の場の開拓の検討
② 授産製品の販路拡大	2-(1)-6 授産製品の販路拡大
	2-(1)-7 障害者施設等への優先購入(調達)の推進
③ 就労訓練等の実施	2-(1)-8 就労訓練の実施
	2-(1)-9 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致
	2-(1)-10 市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上
① 余暇活動・生涯学習活動の充実	2-(2)-1 生涯学習の推進
	2-(2)-2 障害のある人のスポーツ機会の充実
	2-(2)-3 障害者スポーツ支援事業の実施
	2-(2)-4 図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実
	2-(2)-5 公民館における障害者学級の実施
	2-(2)-6 ゲストティーチャーや講師としての活用

基本理念	基本方針	施策の方向
<p>障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。</p>	<p>基本方針3に関する施策 ～地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。～</p>	<p>(1) 広報・啓発 [障害や障害のある人への理解を深めるための取組みを進めます。]</p>
		<p>(2) 生活環境 [バリアフリー環境の整備を進めるとともに、グループホーム等の整備を進めます。]</p>
		<p>(3) 保健・医療 [障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉との連携を進めます。]</p>
		<p>(4) 情報・コミュニケーション [必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。]</p>

事業グループ	具体的な施策
① 障害や障害のある人への理解の推進	3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実
	3-(1)-2 障害についての理解を図る教育の推進
	3-(1)-3 障害者団体の交流機会の活用
	3-(1)-4 障害者総合支援センターと地域の交流促進
	3-(1)-5 公民館事業を活用した障害者との交流の推進
② 権利擁護体制の活用	3-(1)-6 障害者虐待防止センター機能の充実
	3-(1)-7 権利擁護センター・あんしん西東京との連携
	3-(1)-8 成年後見制度の適正な利用促進
	3-(1)-9 地域福祉権利擁護事業の普及と活用
③ ボランティア活動の推進	3-(1)-10 ボランティア活動の機会の活用
	3-(1)-11 障害のある人をサポートする仕組みの検討
	3-(1)-12 ボランティアの育成支援
① 地域における生活基盤の整備	3-(2)-1 グループホーム等の整備
	3-(2)-2 人にやさしいまちづくりの推進
	3-(2)-3 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
	3-(2)-4 歩行環境の整備
	3-(2)-5 障害者専用駐車スペースの確保
	3-(2)-6 市内鉄道駅のバリアフリー化の推進
	3-(2)-7 学校施設のバリアフリー化の推進
	3-(2)-8 市民への正しい情報提供、意識啓発の推進
	3-(2)-9 助成制度の活用によるバリアフリーの誘導
	3-(2)-10 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討
	3-(2)-11 移送サービスの推進
	3-(2)-12 自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成
	3-(2)-13 自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付
	3-(2)-14 身体障害者補助犬法の周知
③ 外出の支援	3-(2)-15 緊急メール配信サービスの活用
	3-(2)-16 災害時要援護者避難支援プランの作成
	3-(2)-17 防災訓練の充実
	3-(2)-18 社会福祉施設等と地域の連携
	3-(2)-19 緊急時の医療等の体制の整備
	3-(2)-20 災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保
	3-(2)-21 悪質商法などの被害の防止
④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実	3-(3)-1 医療的なケアを行う事業所等の誘致
	3-(3)-2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及
	3-(3)-3 地域健康づくり・リハビリテーション等の展開
	3-(3)-4 在宅歯科診療の充実
	3-(3)-5 健康診査の情報提供
	3-(3)-6 精神保健・医療の充実
	3-(3)-7 医療費の助成
① 保健・医療体制の充実	3-(4)-1 「障害者のしおり」の活用
	3-(4)-2 障害特性に配慮した情報提供
	3-(4)-3 ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上
	3-(4)-4 市役所における窓口対応方法の検討
	3-(4)-5 市役所における手話通訳者の設置
	3-(4)-6 手話通訳者・要約筆記者の派遣
② 医療費の助成	3-(4)-7 身体障害者電話使用料等の助成
	3-(4)-8 郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度(投票における配慮)

1 基本方針1に関する施策

～ ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます ～

(1) 相談支援・ネットワーク



西東京市は、

より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。

● 施策推進の考え方 ●

西東京市では、これまで様々な相談窓口において、障害のある人やその家族からの相談に対応してきました。障害福祉に関する相談に対しては、障害福祉課相談窓口や、「保谷障害者福祉センター（主に身体障害者が利用）」「支援センター・ハーモニー（主に精神障害者が利用）」といった地域活動支援センター、「就労支援センター・一歩」等において、それぞれの専門分野に応じた相談を行ってきました。また、平成23年5月にオープンした「相談支援センター・えぽっく」においては、障害の種類にとらわれない相談を行ってきました。

しかし、アンケート調査やヒアリング調査の結果から、各ライフステージや相談の内容によって相談窓口が異なることで、相談の情報が途切れてしまい、相談者は窓口が変わる度に何度も同じ内容を説明しなければならないという現状が明らかになりました。

また、地域活動支援センターについては、知的障害者の利用を中心とするものが市内に設置されていないのが現状です。

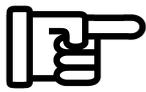
こうした現状を改善し、ライフステージを通じて切れ目のない支援を提供するためには、個々の相談窓口の充実とともに、それぞれの相談機関が相互に連携することが大切です。

そこで、知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの新設を含めた相談窓口のさらなる充実を図るとともに、様々な相談窓口の連携・調整や困難な課題についての検討を行う「基幹相談支援センター」の検討を継続する等、より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。

① 相談支援体制の充実

施策名	内 容	担当課
1-(1)-1 相談機関相互の連携の推進	<p>障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の検討を進めます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図ります。</p> <p>また、庁内外の相談支援関係機関との連携を図るなど、情報や課題の共有を行い、個人情報取り扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。</p>	健康課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 教育企画課 教育指導課 教育支援課
1-(1)-2 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実	<p>現在市内に設置されている地域活動支援センターである「支援センター・ハーモニー」、「保谷障害者福祉センター」における相談の充実に努めるとともに、知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置に向けた検討を行います。</p>	障害福祉課
1-(1)-3 当事者等による身近な相談活動への支援	<p>障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行います。具体的には、障害のある人自身が相談相手となる身体障害者相談員・知的障害者相談員や、障害のある子どもを持つ保護者が相談相手となるペア・ピアカウンセリング等について、今後、実施に向けた検討や支援を行っていきます。</p>	障害福祉課
1-(1)-4 民生委員・児童委員の相談活動の充実	<p>生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実に図ります。</p>	生活福祉課

(2) 生活支援



**西東京市は、
ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。**

● 施策推進の考え方 ●

西東京市では、これまで「西東京市障害福祉計画」を策定し、サービスの利用見込み量を推計しながら計画的に障害福祉サービスを提供するとともに、障害のある人が必要とされるさまざまな支援を提供してきました。障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正されたことに伴い、難病患者も障害福祉サービスの利用対象となるなど、新たなニーズが生まれています。

障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと主体的に活動するためには、適切なサービスと余暇活動の場が必要です。

今後は、障害のある人が生涯にわたり、それぞれのライフステージごとに必要な支援が受けられるよう、ニーズの把握とサービス提供体制の整備を進めるとともに、文化・芸術・スポーツ等の活動や生涯学習、余暇活動に対する支援を継続します。



① 福祉サービスの充実

施策名	内 容	担当課
1-(2)-1 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置	現在、身体障害者及び精神障害者の利用を中心とした地域活動支援センターは、それぞれ市内に設置されていますが、知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターがありません。できるだけ早い段階で設置できるよう、検討を進めます。	障害福祉課
1-(2)-2 レスパイトや緊急一時保護を行う事業所の誘致	レスパイトや緊急時対応が可能な事業所（短期入所、施設緊急一時保護等）の確保に向け、民間法人の誘致を検討します。	障害福祉課
1-(2)-3 難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握	平成 25 年度に障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正されたことに伴い、難病患者が障害者の概念に含まれることとなりました。こうした新たに福祉サービスの対象となった難病患者に対するサービス提供体制の確保のため、難病患者の福祉サービス等のニーズの把握に努めます。	障害福祉課
1-(2)-4 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施	<p>現在、「保谷障害者福祉センター」において高次脳機能障害者に対する支援を行っていますが、同センターを利用する高次脳機能障害者の数は年々増加しており、市内の支援体制は十分とはいえないのが現状です。</p> <p>今後は、介護保険の施設との役割分担を含め、高次脳機能障害者に対する支援体制の見直しの検討を進めるとともに、北多摩北部保健医療圏で取り組んでいる「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の活動への参加・協力を通して、広域での支援体制整備についての検討を進めます。</p> <p>また、高次脳機能障害者の特性を考慮した支援体制の確保に向け、リハビリテーションの場としての自立訓練事業等や、リハビリテーションを終了した後に継続して通所できる就労継続支援事業等を運営する民間法人の誘致を検討します。</p>	障害福祉課 高齢者支援課

施策名	内 容	担当課
<p>1-(2)-5 発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施</p>	<p>現在、未就学の発達障害児については、「こどもの発達センター・ひいらぎ」及びその分室「ひよっこ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「障害者相談支援センター・えぼっく」等において相談等の支援を行っています。</p> <p>今後は、「ひいらぎ」等の療育機関や、「相談支援センター・えぼっく」、「支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目のない支援が提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策の検討を進めます。</p>	<p>障害福祉課 健康課 保育課 子ども家庭支援センター 教育支援課</p>
<p>1-(2)-6 障害のある人の家族に対する支援</p>	<p>障害のある人の家族の高齢化により発生するサービスのニーズを見据え、将来的なサービスの利用見込み量を推計するとともに、家族会への支援等、障害のある人の家族に対する支援を継続します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>1-(2)-7 地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保</p>	<p>最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受け入れや、市や市内で求める人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。</p>	<p>生活福祉課</p>
<p>1-(2)-8 専門的人材の育成</p>	<p>福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。なお、「障害者総合支援センター・フレンドリー」では、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。</p>	<p>障害福祉課 生活福祉課</p>

② サービスの質の確保・向上

施策名	内 容	担当課
1-(2)-9 民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援	民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の受審や運営アドバイス機能の活用を促進します。また、事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所間の連絡会を開催する等の支援を行います。	障害福祉課
1-(2)-10 サービス事業者に対する第三者評価	利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業者に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。そこで、東京都と協力し、サービス事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知等、第三者評価の制度が積極的に活用されるよう支援します。	障害福祉課

コラム

発達障害ってなんだろう？

発達障害者支援法では、「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象としています。

自閉症のAちゃんの例

急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると不安になり動けなくなることがよくあります。そんな時、周りの人が促すと余計に不安が高まって突然大きな声を出してしまうことがあります。周りの人から、「どうしてそんなに不安になるのかわからないので、何をしてあげたらよいかかわからない」と言われてしまいます。でも、よく知っている場所では一生懸命、活動に取り組むことができます。

アスペルガー症候群のBくんの例

他の人と話している時に自分のことばかり話してしまって、相手の人にはっきりと「もう終わりにしてください」と言われないと、止まらないことがよくあります。周りの人から、「相手の気持ちかわからない、自分勝手にわがままな子」と言われてしまいます。でも、大好きな電車のことになると、専門家顔負けの知識をもっていて、お友達に感心されます。

ここに示したのはあくまで一例であって、どんな能力に障害があるか、どの程度なのかは人によって様々です。子どもにも大人にもこれらの特徴をもつ人がいます。発達障害は障害の困難さも目立ちますが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。

パンフレット「発達障害の理解のために」（厚生労働省／2008年発行）から

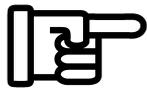
③ 障害者福祉基盤の整備

施策名	内 容	担当課
1-(2)-11 地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障害福祉課 健康課 生活福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 教育企画課 教育指導課 教育支援課
1-(2)-12 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	加齢によって生じるサービスのニーズを見据え、将来的なサービスの利用見込み量を推計するとともに、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。特に知的障害者は、加齢による身体機能低下のペースが早いため、医療的ケア、身体介護を伴うサービス、日中の活動場所等のニーズが増加することを加味しながらサービス利用見込み量の推計を行います。	障害福祉課 高齢者支援課
1-(2)-13 若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致	若年の身体障害者や、介護保険の第2号被保険者のニーズに合致したサービスを提供するため、高齢者支援課とも連携しながら、民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を検討します。	障害福祉課 高齢者支援課

④ 地域における支援体制の整備

施策名	内 容	担当課
1-(2)-14 ほっとするまちネットワークシステムの充実	市内4圏域すべてに1人ずつ配置している地域福祉コーディネーターを調整役として、地域福祉を推進する「ほっとするまちネットワークシステム（ほっとネット）」を発展的に充実させ、地域の力で地域の課題を解決する仕組みづくりを目指します。	生活福祉課
1-(2)-15 地域で活動している組織や団体への支援の充実	市民活動や協働によるまちづくりの拠点として開設した市民協働推進センター「ゆめこらぼ」や、NPO等市民活動団体の情報発信のツールとして開設した地域活動情報ステーションを活用し、地域と連携して地域課題の解決に結びつくよう、地域で活動している組織や団体に対する支援を充実していきます。	協働コミュニティ課
1-(2)-16 地域資源の活用	障害のある人の地域生活における課題を解決し、ニーズを満たしていくためには、できる限り現在ある地域資源を活用しながら、それぞれの地域で対応していくことが望まれます。市内には、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など多くの公共的な施設があることから、関係部局の連携・調整による様々な工夫により、できる限り既存の資源を障害者福祉の資源として活用していきます。また、施設のみならず、専門職としての資格や経験・知識を有している市民の活用等、地域の福祉人材の確保にも努めます。	障害福祉課
1-(2)-17 ヘルプカードの活用	援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードである「ヘルプカード」の作成・配布を実施するとともに、カードの普及に努め、併せて障害のある人をサポートする体制の検討を行います。	障害福祉課

(3) 教育・育成



西東京市は、

必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します。

● 施策推進の考え方 ●

西東京市では、これまで「こどもの発達センター・ひいらぎ」等において、障害のある子どもの早期発見・早期療育に努めるとともに、小・中学校における特別支援教育等を通じて、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育に努めてきました。しかし、アンケート調査やヒアリング調査の結果、市内における早期発見・早期療育を行う体制は十分ではないことや、就学や学校卒業というライフステージの節目において支援が途切れてしまいがちである実態が明らかになりました。

今後は、早期発見・早期療育の体制をさらに充実させ、必要な療育が必要な時に受けられる体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育の相互の連携をさらに進め、障害のある子どもがライフステージを通じて切れ目なく支援を受けられる体制の整備を進めます。



① 障害児の育ちを支える体制の整備

施策名	内 容	担当課
1-(3)-1 早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課、保育園・幼稚園、ひいらぎ、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。なお、早期発見・早期療育の充実のため、療育段階において施設等の待機児が出ないよう、児童発達支援センター機能の導入の検討を含め、受入施設の充実に努めます。	障害福祉課 健康課 保育課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 教育支援課
1-(3)-2 障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。	障害福祉課 健康課 子ども家庭支援センター 教育支援課
1-(3)-3 子ども総合支援センターの充実	「子ども総合支援センター」の機能を充実させるとともに、障害のある、なしにかかわらず、親子や多様な年齢の人が集う場所とし、市民の子育てボランティアやグループの活動、ネットワークづくりを進めます。	子ども家庭支援センター
1-(3)-4 療育・教育相談事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、成長や発達に心配のある就学前の子どもについて、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談や、通園、外来療育を行い、平成23年4月から発達支援コーディネーターを設置しています。 「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、子どもや保護者のカウンセリングを行っています。	子ども家庭支援センター 教育支援課
1-(3)-5 幼稚園・保育園の入園に対する支援	障害のある子どもの幼稚園・保育園への入園の際には、保護者に対する相談・助言・情報提供等の支援に努めるとともに、幼稚園・保育園との情報共有に努めます。	子ども家庭支援センター

施策名	内 容	担当課
<p>1-(3)-6 ことばの発達・発 音などに心配の ある子どもの言 語訓練・相談の 実施</p>	<p>ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。</p>	<p>教育支援課 子ども家庭支援センター</p>
<p>1-(3)-7 中等度難聴児発 達支援事業の実 施</p>	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、中等度難聴児発達支援事業の実施を検討します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>1-(3)-8 こどもの発達セン ター・ひいらぎ、分 室ひよっこ事業の 推進</p>	<p>「子ども総合支援センター」において、成長や発達に心配のある未就学期の子どもを対象に、グループ療育や課題学習、外来療育を実施しています。平成 23 年度からは、心身障害児通所訓練施設「ひよっこ」を統合して分室としました。</p>	<p>子ども家庭支援センター</p>

② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

施策名	内 容	担当課
1-(3)-9 特別支援学級の 整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。今後、対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行っていきます。また、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	教育企画課 学校運営課 教育指導課 教育支援課
1-(3)-10 特性に応じた教 育課程と教育内 容の充実	市立小・中学校の特別支援学級において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、知的障害教育、自閉症教育、情緒障害教育のそれぞれの実態に応じた教育課程を編成します。その方針のもと、各学級での指導を充実させるために、教育研修などを充実させます。特に、児童・生徒の一人ひとりの特性や、障害の程度などに配慮し、指導・支援の継続発展を図ります。	教育指導課 教育支援課
1-(3)-11 子どもや保護者 にとって、身近で 安心できる相談 体制	<p>心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。</p> <p>また、子どもや保護者にとっての身近な在籍校においても、教育相談機能が充実するよう、様々な形で支援していきます。</p> <p>就学相談においては、適切な就学の推進を図るため、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえて、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。</p>	教育支援課

施策名	内 容	担当課
<p>1-(3)-12 学校入学前後の支援の継続に関する取組みの充実</p>	<p>すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の校内支援に役立っています。</p> <p>関係各課との連携を強化し、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。さらに、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。</p>	<p>教育支援課 健康課 生活福祉課 障害福祉課、 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 教育指導課</p>
<p>1-(3)-13 介助員制度の実施</p>	<p>通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、介助員を配置する制度を引き続き実施します。</p>	<p>教育企画課</p>

③ 放課後等の居場所の充実

施策名	内 容	担当課
<p>1-(3)-14 障害児の放課後等の居場所の充実</p>	<p>障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス等のサービス事業所を運営する民間法人の誘致を検討します。</p>	<p>障害福祉課</p>

2 基本方針2に関する施策

～ 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます ～

(1) 雇用・就業



西東京市は、

障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を進めます。

● 施策推進の考え方 ●

西東京市では、これまで「障害者就労支援センター・一歩」を中心に、障害のある人の就労支援に努めてきました。しかし、アンケート調査やヒアリング調査の結果、障害のある人の特性に合った雇用の場がまだ少ないことが分かりました。また、就労系障害福祉サービス事業所において、作業の受注が進まないために工賃が伸び悩み、結果として障害のある人が利用しづらくなるという実態が明らかになりました。

福祉就労を含めた雇用・就業を、今後も障害のある人の自己実現と社会参加のための重要な柱として位置付け、障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を通じ、障害のある人が働きやすい環境づくりを進めます。



① 適性や能力に応じた就労の場の確保

施策名	内 容	担当課
2-(1)-1 就労援助事業の実施	「障害者就労支援センター・一歩」に就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーター及び地域開拓コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。また、公共職業安定所（ハローワーク）、商店会、事業主団体、特別支援学校、市、保健所、障害福祉サービス事業所等の関係機関による地域における就労支援ネットワークの整備を図ります。	障害福祉課
2-(1)-2 就労機会の拡大	特別支援学校や公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害のある人が身近な地域において安心して働きつづけられるよう、障害者雇用にも努めるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO法人、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。	障害福祉課
2-(1)-3 市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実	障害者雇用にかかわる市内事業者に対して、トライアル雇用や職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用、各種助成金など、各種就業支援策についての案内を、公共職業安定所や就労支援センターと連携しながら適切に行っていきます。	障害福祉課
2-(1)-4 市における雇用拡大	市は雇用者として障害者雇用を進める立場でもあることから、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上を目指します。	職員課
2-(1)-5 障害特性に合わせた雇用の場の開拓の検討	障害の特性に合わせた多様な雇用パターンの開拓に向け、市内の障害者雇用企業・事業所の調査を行います。また、職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。	障害福祉課

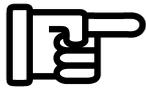
② 授産製品の販路拡大

施策名	内 容	担当課
2-(1)-6 授産製品の販路 拡大	障害福祉サービス事業所等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの出品、参加や交流機会の拡大を図ります。その他、販路拡大に有効な方策について検討を進めます。	障害福祉課
2-(1)-7 障害者施設等への優先購入（調達）の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。	障害福祉課 契約課

③ 就労訓練等の実施

施策名	内 容	担当課
2-(1)-8 就労訓練の実施	市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練やインターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入れ部署、受入れ人数等の拡大に努めていきます。	障害福祉課 職員課
2-(1)-9 就労継続支援 A 型事業所や就労移行支援事業所の誘致	現在、市内には就労継続支援 A 型事業所や就労移行支援事業所が不足しているため、情報提供等の支援を積極的に行うことで、民間法人の誘致を進めます。	障害福祉課
2-(1)-10 市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上	市内にある就労継続支援 B 型事業所等の就労系障害福祉サービス事業所における工賃の向上を図るため、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進に向けた支援を行います。	障害福祉課

(2) 余暇活動・生涯学習活動



西東京市は、
障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を
拡大します。

● 施策推進の考え方 ●

西東京市では、これまでスポーツ支援事業の実施等により、余暇活動・生涯学習活動の充実に努めてきました。しかし、アンケート調査やヒアリング調査の結果、余暇活動を行う場所・機会の不足を訴える声が寄せられました。余暇活動・生涯学習活動の場を充実させることは、障害のある人の生活パターンの充実にもつながります。

そこで、今後も引き続き文化・芸術・スポーツ等の余暇活動や生涯学習を行える場の充実に努めます。



① 余暇活動・生涯学習活動の充実

施策名	内 容	担当課
2-(2)-1 生涯学習の推進	障害のある、なしにかかわらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。	社会教育課 関係各課
2-(2)-2 障害のある人の スポーツ機会の 充実	障害のある人のスポーツ機会の充実を図るため、公共スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブにおける障害者スポーツの取組みを推進します。	スポーツ振興課
2-(2)-3 障害者スポーツ 支援事業の実施	障害のある人のスポーツの機会を充実させるため、障害者スポーツ指導員や補助員と一緒にスポーツ・レクリエーション活動を行う障害者スポーツ支援事業を実施します。	障害福祉課
2-(2)-4 図書館における ハンディキャップ・ サービスの充実	図書館では、現在、「声の広報」の貸出、音訳資料（DAISY 版やテープ版）の貸出、対面朗読、点訳資料の作成・貸出、宅配サービスなどのハンディキャップ・サービスを実施しており、今後も引き続き、各サービスの提供に取り組んでいきます。	図書館
2-(2)-5 公民館における 障害者学級の実 施	障害のある人が地域社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とし、数々の体験活動を行います。地域住民との交流、連携を図る知的障害者を対象とした障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を実施します。すべての人が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活が送れるように学習機会を提供します。	公民館
2-(2)-6 ゲストティーチャー や講師としての活 用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	障害福祉課 社会教育課

3 基本方針3に関する施策

～ 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます ～

（1）広報・啓発



西東京市は、

障害や障害のある人への理解を深めるための取組みを進めます。

● 施策推進の考え方 ●

西東京市では、これまで「障害者総合支援センター・フレンドリー」を中心とした普及・啓発活動や、毎年12月3日から9日までの障害者週間に開催する展示イベント・講演会などの機会を通じて、障害や障害のある人に対する理解の促進を行ってきました。しかし、障害のある人が地域で生活したり外出をする上での「社会的な障壁」は完全には除去されていないのが現状です。

障害のある人がかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するためには、こうした「社会的な障壁」を取り除いていくことが必要であり、そのためには障害や障害のある人に対する理解が重要となります。特に、市民の理解がまだ進んでいない発達障害、高次脳機能障害等については、より一層その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ることが必要です。

今後も引き続き、普及・啓発活動や交流会等のさまざまな機会を通じて、障害や障害のある人への理解向上のための取組みを進めるとともに、新たな交流の機会を広げていきます。

また、障害のある人の権利を守る取組みとして、「権利擁護センター・あんしん西東京」との連携により、成年後見制度等の権利擁護のための制度・事業の利用促進と普及に努めるとともに、平成24年10月に設置された「障害者虐待防止センター」において、窓口での迅速・適切な対応や虐待の未然防止、虐待防止に関する普及・啓発活動を継続していきます。

① 障害や障害のある人への理解の推進

施策名	内 容	担当課
3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めるほか、障害者週間（12月3日～9日）や「障害者総合支援センター・フレンドリー」を活用して行う、講演会や授産品の販売会等を通して、市民の理解の促進を図っていきます。	障害福祉課
3-(1)-2 障害についての理解を図る教育の推進	障害や障害のある人への理解の推進のためには、子どものころから障害や障害のある人について理解を深め、正しい知識をもつことが大切です。 今後も引き続き、市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、福祉に関する課題を設定し、障害についての理解促進を図っていきます。その際、市内の関係機関等と連携して指導内容の充実を図っていきます。	教育指導課
3-(1)-3 障害者団体の交流機会の活用	障害者団体が相互に交流する機会を設け、それぞれの障害について理解を深めるとともに、相互のつながりを強めます。	障害福祉課
3-(1)-4 障害者総合支援センターと地域の交流促進	障害のある人の地域生活支援の拠点である「障害者総合支援センター・フレンドリー」において、利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。	障害福祉課
3-(1)-5 公民館事業を活用した障害者との交流の推進	柳沢公民館や田無公民館で実施している知的障害者を対象とした障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を通して、障害のある人と市民との相互交流を深めます。また、「障がいを理解する講座」等の講座を開催し、市民の障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、交流を推進していきます。	公民館

② 権利擁護体制の活用

施策名	内 容	担当課
<p>3-(1)-6 障害者虐待防止センター機能の充実</p>	<p>平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法により、区市町村は、障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととされており、養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の通報・届出の受理等の業務を行うこととなりました。本市も障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待防止に関する普及・啓発を継続していきます。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>3-(1)-7 権利擁護センター・あんしん西東京との連携</p>	<p>成年後見制度の利用が必要な場合等、権利擁護に関する支援が必要な事例については、「権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。</p>	<p>障害福祉課 生活福祉課</p>
<p>3-(1)-8 成年後見制度の適正な利用促進</p>	<p>知的障害者または精神障害者等による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。</p>	<p>障害福祉課 生活福祉課</p>
<p>3-(1)-9 地域福祉権利擁護事業の普及と活用</p>	<p>西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある人などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。今後も同事業の普及と活用の支援に努めます。</p>	<p>生活福祉課</p>

③ ボランティア活動の推進

施策名	内 容	担当課
3-(1)-10 ボランティア活動 の機会の活用	障害のある人の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民のボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくります。	生活福祉課
3-(1)-11 障害のある人を サポートする仕組 みの検討	障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である「ヘルプカード」の活用と併せ、「ちょっと手助けしたい人」に支援のきっかけづくりを行うなど、障害のある人をサポートする仕組みづくりを検討します。こうした取組みを通して、障害や障害のある人に対する理解を促進し、地域における支援の輪を広げます。	障害福祉課
3-(1)-12 ボランティアの育 成支援	障害のある人を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあることから、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援します。	生活福祉課

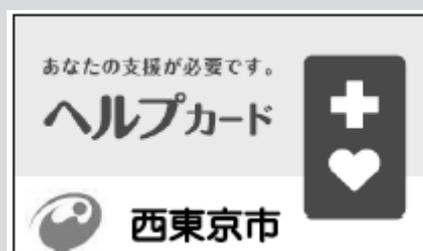
コラム

ヘルプカードとサポートバンダナ

西東京市では、地域での障害者への理解を進め、障害のある人が手助けを受けやすくなるよう、「ヘルプカードとサポートバンダナ」の取り組みを始めました。

ヘルプカード

障害のある人が携帯して、災害時や緊急時、手助けが必要なときに周囲の人に示すカードです。これにより周囲の人は手助けや配慮が必要なことを知ることができ、声をかけやすくなります。



《バンダナ取り付け例》



サポートバンダナ

障害者サポーターが携帯することによって、障害のある人が声をかけやすくなります。各種イベントや懇談会等において、また障害者団体や民生委員等を通じて周知を図り、障害者サポーターを増やしていく予定です。

(2) 生活環境

 **西東京市は、
バリアフリー環境の整備を進めるとともに、グループホーム等の整備
を進めます。**

● 施策推進の考え方 ●

西東京市では、これまで「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、市内の道路や公共施設等のバリアフリー化や、障害のある人の居住の場であるグループホーム等に対する支援を進めてきました。しかし、市内には障害のある人が通行する際に危険や不便さを感じる道路がまだ残されています。また、障害のある人の保護者の高齢化が進む中、「親亡き後」の生活に不安を感じる声も多くあげられています。

今後も引き続き、市内のバリアフリー化とユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を進めるとともに、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民間法人によるグループホーム等設置の誘致を引き続き進めていきます。



① 地域における生活基盤の整備

施策名	内 容	担当課
3-(2)-1 グループホーム等の整備	<p>何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム等は、障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であり、民間法人による新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行っていきます。</p> <p>なお、精神障害者のグループホームについては、通過型だけでなく滞在型の充実についても検討します。</p>	障害福祉課

② 人にやさしいまちづくりの推進

施策名	内 容	担当課
3-(2)-2 人にやさしいまちづくりの推進	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めます。	関係各課
3-(2)-3 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことによって、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	関係各課
3-(2)-4 歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。	道路建設課 道路管理課

施策名	内 容	担当課
<p>3-(2)-5 障害者専用駐車スペースの確保</p>	<p>公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用駐車スペースを確保するよう助言等を行っていきます。</p>	<p>関係各課</p>
<p>3-(2)-6 市内鉄道駅のバリアフリー化の推進</p>	<p>市内5つの鉄道駅周辺は、駅や商店街通り、公共的施設など、市民の利用も多く、バリアフリー化整備を重点的に推進すべき地域として位置づけ、鉄道駅のバリアフリー化を推進してきました。今後は、ひばりヶ丘駅北口のエレベーター、エスカレーター設置に向けて鉄道事業者等に働きかけ、整備に向けた支援を行っていきます。</p>	<p>都市計画課</p>
<p>3-(2)-7 学校施設のバリアフリー化の推進</p>	<p>各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。</p>	<p>学校運営課</p>
<p>3-(2)-8 市民への正しい情報提供、意識啓発の推進</p>	<p>視覚障害者誘導用の点字ブロックを敷設しても、点字ブロックの上に自転車や物が置かれていれば、視覚障害者の利用を妨げることとなります。また、障害者専用駐車スペースが確保されても、障害のない市民が車を停めてしまえば、障害のある人は車を停めることができません。このように「人にやさしいまちづくり」を進めるには、施設・設備を整備するだけでなく、市民一人ひとりが、障害のある人の状況を理解し、行動していくことが大切であることから、市民への正しい情報提供、意識啓発に努めます。</p>	<p>道路管理課 障害福祉課</p>
<p>3-(2)-9 助成制度の活用によるバリアフリーの誘導</p>	<p>市民の日常生活に欠かせない小規模な店舗等においては、出入口に段差があることなどにより、高齢者や障害のある人、ベビーカーなどの利用に大きな支障を及ぼす場合があります。市では「バリアフリー改修工事費の助成制度」を活用し、一定の要件を満たす改修について事業者には費用の一部を助成することにより、小規模店舗等におけるバリアフリー化について支援していきます。</p>	<p>都市計画課</p>

③ 外出の支援

施策名	内 容	担当課
3-(2)-10 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討	公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害のある人や高齢者など誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に総合的に検討します。	都市計画課 関係各課
3-(2)-11 移送サービスの推進	障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスを実施しています。今後も、サービスの利用状況・利用意向等を把握しながら、より利用しやすいサービスが提供されるよう、事業者に働きかけていきます。	障害福祉課
3-(2)-12 自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成	一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。 また、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一部補助します。	障害福祉課
3-(2)-13 自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付	申請者の選択により、在宅心身障害者またはその家族が所有・運転する自動車等の燃料費の一部助成又はタクシー利用券の交付を行っています。	障害福祉課
3-(2)-14 身体障害者補助犬法の周知	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	障害福祉課

④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実

施策名	内 容	担当課
3-(2)-15 緊急メール配信サービスの活用	利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「緊急メール配信サービス」を行います。	危機管理室
3-(2)-16 災害時要援護者避難支援プランの作成	市では、災害時要援護者を対象とした災害時要援護者避難支援プランの作成を進めており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	危機管理室 高齢者支援課 障害福祉課
3-(2)-17 防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に防災市民組織を中心とした災害時要援護者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	危機管理室 障害福祉課 高齢者支援課
3-(2)-18 社会福祉施設等と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会等、及び施設相互間で災害時応援協定の締結に向けた促進を図ります。	危機管理室 高齢者支援課 障害福祉課
3-(2)-19 緊急時の医療等の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 また、災害時要援護者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。	危機管理室 健康課 障害福祉課
3-(2)-20 災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、医療等の必要な支援が提供できる体制を整備するなど、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。	危機管理室 道路管理課 健康課 障害福祉課

施策名	内 容	担当課
3-(2)-21 悪質商法などの 被害の防止	高齢者や障害のある人をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、西東京市での相談事例を市報の「消費生活 Q&A」や「消費生活相談事例集」で紹介したり、コミュニティバス（はなバス）の車内に注意喚起を掲示するなど、注意喚起・啓発に努めています。今後も、消費生活講座をはじめ、消費生活相談員による出前講座のPRの充実など、さまざまな方法を用いて注意喚起・啓発を行うことで、多様な層の市民に情報が届くよう取り組んでいきます。	協働コミュニティ課

コラム

普段から理解しておきたい災害時要援護者の特徴

災害時要援護者は、適切な防災行動をとりにくい個々の特徴があり、その状況を十分認識し、それに応じた対応をとることが必要です。主な特徴をまとめました。

区 分	避難行動の特徴
視 覚 障 害 者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動がとれない。
聴 覚 障 害 者 言 語 障 害 者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。視界外の異変・危険の察知が困難である。自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。
肢体不自由者	装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。自力行動ができず、コミュニケーションが困難なこともある。
内 部 障 害 者 難 病 患 者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。常時使用する医療機器(機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要)や薬、ケア用品を携帯する必要がある。
在宅人工呼吸器使用者 (24時間使用者)	素早い避難行動が困難である。人工呼吸器・吸引器等常時使用する医療機器の予備電源や蘇生バッグ、薬、ケア用品などを携帯する必要がある。
知的障害者	異変・危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。
精神障害者	発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。普段から服用している薬を携帯する必要がある。

災害時要援護者への災害対策推進のための指針（東京都福祉保健局／平成25年2月改訂版）から

(3) 保健・医療



**西東京市は、
障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉との連携
を進めます。**

● 施策推進の考え方 ●

西東京市では、これまでかかりつけ医等の普及や、各種医療費の助成を通して、障害のある人に対する適切な保健サービスや医療の提供に努めてきました。しかし、アンケート調査やヒアリング調査の結果、通院ができない精神障害者の受診支援や、医療機関受診後の地域定着が進んでいないことが明らかになりました。また、医療的ケアのニーズに対する受け皿としては、現在、試行的に実施している事業所が1箇所あるのみです。さらに、障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正されたことに伴い、難病患者も障害者に含まれるようになったことで、新たな福祉・保健のサービスや医療に対するニーズが生まれることが予想されます。

今後も、保健・医療に関する国や東京都の動向に注視しながら、障害のある人に対する適切な保健サービスや医療が提供できる体制の整備を進めるとともに、保健・医療分野と福祉との連携を進めていきます。



① 保健・医療体制の充実

施策名	内 容	担当課
3-(3)-1 医療的なケアを行う事業所等の誘致	医療的ケアについては、現在、市内の日中活動場所では試行的に実施している事業所が1箇所あるのみですが、今後は、医療的ケアを実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。また、医療的ケアを行う事業所等が整備された場合には、医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。	障害福祉課 健康課
3-(3)-2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及	誰もが適切な治療が受けられるよう、日ごろから安心して相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図っていきます。	健康課
3-(3)-3 地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO 法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
3-(3)-4 在宅歯科診療の充実	西東京市歯科医師会と連携しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療の周知に努めていきます。	健康課
3-(3)-5 健康診査の情報提供	健康診査の受診方法などの情報提供に努めます。	健康課
3-(3)-6 精神保健・医療の充実	精神面の課題を持つ場合、本人が受診行動を起こせない場合もあるため、医療機関、保健所、障害福祉課、健康課や多摩総合精神保健福祉センター等と連携を図り、医療や支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。また、メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。	健康課 障害福祉課

② 医療費の助成

施策名	内 容	担当課
<p>3-(3)-7 医療費の助成</p>	<p>医療費の助成として、「心身障害者医療費助成」、「自立支援医療費制度（精神通院医療、更生医療及び育成医療）」、「難病医療費等助成」、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度（障害認定）」を実施しています。</p> <p>（各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります。）</p>	<p>障害福祉課 健康課 子育て支援課 保険年金課</p>

(4) 情報・コミュニケーション



西東京市は、
必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。

● 施策推進の考え方 ●

西東京市では、これまで「障害者のしおり」による福祉サービス等の支援に関する情報提供を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣などのコミュニケーション支援を行ってきました。

しかし、サービスを利用する障害のある人やその家族からは、「どのようなサービスがあるのか、利用するにはどうしたらいいのかが分かりにくい」との声が多く寄せられました。また、手話通訳等、障害の特性に対応した情報伝達の手段が確保されていない等の声も寄せられました。

今後は、「障害者のしおり」の改善や、IT（情報通信技術）を活用した新たな情報の発信・受信方法の検討等を行い、分かりやすく障害特性に配慮した情報提供の充実を進めていきます。



① 情報提供体制の充実

施策名	内 容	担当課
3-(4)-1 「障害者のしおり」の活用	障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もが分かりやすい冊子とします。また、有効な活用方法を検討し、必要な情報がその情報を必要としている人に的確に伝わるように努めます。	障害福祉課
3-(4)-2 障害特性に配慮した情報提供	市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。	障害福祉課 図書館 関係各課
3-(4)-3 ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上	総務省が作成した「みんなの公共サイト運用モデル」に基づき、西東京市のホームページにおいても、画面の表示サイズや色を簡単に操作できるツールの活用、音声読み上げソフトへの対応など、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるようホームページの構築を進めます。	秘書広報課

② コミュニケーション体制の充実

施策名	内 容	担当課
3-(4)-4 市役所における 窓口対応方法の 検討	市役所の窓口対応については、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウンターの設定、手話や筆談、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。	関係各課
3-(4)-5 市役所における 手話通訳者の設 置	市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、手話通訳者の設置を検討します。	障害福祉課
3-(4)-6 手話通訳者・要 約筆記者の派遣	派遣利用登録をした市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者に対し、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。	障害福祉課
3-(4)-7 身体障害者電話 使用料等の助成	18歳以上で下肢・体幹及び内部障害にかかる身体障害の等級が1・2級の人及び視覚障害者でファックスを設置している人に回線使用料・ダイヤル通話料等を助成します。	障害福祉課
3-(4)-8 郵便による不在 者投票制度、代 理投票制度、点 字投票制度（投 票における配 慮）	身体に重度の障害のある選挙人の方は、申請により選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることによって、自宅等において郵便による不在者投票ができます。また、身体の不自由な方は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。	選挙管理委員 会

コラム

大切な「言語」の一つである「手話」

障害者基本法において、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図られること。」と記されているように、「手話」は大切な「言語」の一つです。

第5章 障害者基本計画の着実な推進に向けて

1 計画の進捗状況の着実なモニタリング

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の政策への反映状況を市民に公開します。

2 障害福祉サービスの提供体制の整備

(1) 民間の活力の導入

民間のサービス事業者に対して情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、民間の活力を導入することで、基盤整備を含めたサービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。

(2) 財源の確保

今後見込まれる障害福祉サービスのニーズに対応できるよう、計画実現のための予算計画を早期に検討し、国や東京都の補助金等の活用を含め、必要な財源の確保に努めます。

3 市民参加の推進

計画をより市民ニーズに沿ったものにするためには、市民が主体的に計画の策定や推進に参画することが重要となります。今後も計画の策定や見直しにあたっては、市民の意識や要望を把握するためのアンケート調査・ヒアリング調査等の各種調査や、パブリックコメントの実施等、市民から幅広く意見を求める機会を設けていきます。

また、計画をより効果的に実施していくためには、行政と市民、民間事業者及び関係機関が連携・協働することが重要となります。そこで、本計画の施策を実施するにあたっては、既存のネットワークを発展・拡充し、庁内外の関係機関との連携を強化していくとともに、障害福祉サービス事業者や障害者団体の自発的な参加を推進し、四者が共に計画を推進する体制づくりを進めます。



資料

1 用語の説明

あ行

医療的ケア

口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障害のある人といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があったり利用に不慣れな人々も含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

か行

ガイドヘルパー

主に、障害者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーです。重度の視覚障害者や脳性まひ者等全身性障害者、知的障害者、精神障害者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣されます。

基幹相談支援センター

障害者総合支援法に基づく、地域の相談支援の拠点としての役割を担うセンターです。

北多摩北部保健医療圏

保健医療圏とは、都民の保健医療需要に的確に対応するため、保健医療資源の適切な配置を図るとともに、保健医療機関相互の機能の分担と連携を推進し、健康づくりから疾病の予防、治療、リハビリテーション、介護など総合的な保健医療提供体制の体系化を進めるための地域的単位です。北多摩北部保健医療圏には、西東京市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市の5市が含まれます。

教育支援ツール

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめたものです。「一覧表」「個別の教育支援計画」「個別指導計画」などが含まれます。

ケアマネジメント

援助を必要としている人に対して、地域の様々な社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法です。

ゲストティーチャー

より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して児童・生徒の指導を行う人のことです。

高次脳機能障害

病気や交通事故など、さまざまな原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神の障害を指します。

合理的配慮

障害者差別解消法では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為が禁止されます。また、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行うことが求められます。この合理的配慮は、個別のケースで内容・方法が異なりますが、典型的な例としては、車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障害のある人の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することがあげられます。

こどもの発達センター

心身の発達に遅れをもつ子どもの相談に応じ、日常の訓練や指導を行う施設です。事業所は「こどもの発達センター・ひいらぎ」（住吉会館ルピナス内）と「分室ひよっこ」（西原保育園内）の2つがあります。子どもの心身ともに豊かな発達のために、さまざまな事業を行っています。

さ行

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人です。具体的には寝たきり等の要介護高齢者や認知症の人、障害者、難病患者、乳幼児、妊婦等が考えられ、被災のリスクが高いです。

指定特定相談支援事業者

障害者等が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う事業者で、市区町村が事業者指定を行います。

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

市民後見人

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者のことです。

社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある人への偏見など）などがあげられます。

就学支援シート

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともにまとめて、小学校などに引き継ぐシートのことです。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害のある人が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う人のことを言います。

成年後見制度

高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度です。

総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、（1）子どもから高齢者まで（多世代）、（2）様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、（3）初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブを言います。

た行

だれでもトイレ

車いす使用者、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた人など、誰もが円滑に利用することができる個室トイレの呼称です。

通過型グループホーム

精神障害者を主な対象としたグループホームのうち、概ね3年間を目途に自立した生活へ移行し、退去することを前提としたものを言います。また、滞在型グループホームとは、通過型グループホームのような利用期限のないものを言います。

通級指導学級

通級の学級に在籍し、言語障害（構音障害、言語発達遅滞、吃音症など）や難聴、情緒障害、弱視、肢体不自由、病弱などのある児童・生徒を対象として、特別な教育課程によって指導を受ける制度のことです。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

は行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものを指します。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられます。

人にやさしいまちづくり条例

平成19年12月に、高齢者、障害者、大人も子供もすべての市民の社会的自立や社会参加を容易にし、住み慣れた地域で豊かな生活ができるように、「西東京市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。

福祉就労

障害者の就労形態の一つで、障害福祉サービス事業所等で就労することを指します。一般企業等で就労する「一般就労」と区別してこのように呼ぶ場合があります。

福祉避難施設

福祉避難施設は、自宅や避難施設で生活している高齢者や障害者の方等に対し、状況に応じて介護等の必要なサービスを提供する社会福祉施設等を指定しています。

副籍制度

特別支援学校の児童・生徒の希望者で、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

プレイセラピー

遊びを媒介にして、セラピスト（治療者）とのかかわりの中で、子どもが感じたり考えたりしながら、自分を理解し、自分で決めたり行動できるように、成長を促す心理療法です。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならないとされています。法定雇用率は、国、地方公共団体、一定の特殊法人は 2.3%、都道府県等の教育委員会は 2.2%、民間企業は 2.0%とされています。

ま行

メンタルケア

精神面での援助・介護のことを指します。

や・ら・わ行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもちます。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれています。

ライフステージ

人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のこと。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられます。

療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。

レスパイトサービス

介護を要する障害のある人などを一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービスのことを指します。

ワンストップ

複数の部署等にまたがっていた手続きを、一度にまとめて行えるような環境です。

英文字**DAISY**

Digital Accessible Information SYstem の略称で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳される、デジタル録音図書国際標準規格のことです。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために、カセットテープに代わるデジタル録音図書として、CD-ROM 等の記録媒体に記録され、国内の公共図書館等で貸出しが行われています。DAISY 録音図書は、専用の機械やソフトウェアをインストールしたパソコンで再生することができ、目次や見出しのみを先に再生したり、目次から読みたい箇所に飛ばして再生する等といったことが可能となります。

NPO

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。

OT

「Occupational Therapist」の略称で、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする人のことです。作業療法とは、身体又は精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることです。

PT

「Physical Therapist」の略称で、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする人のことです。理学療法とは、身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることです。

ST

「Speech Therapist」の略称で、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする人のことです。

～ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の内容 ～

介護給付	
介護給付とは、日常生活上必要な介護支援で、居宅介護や施設における生活介護などがあります。	
居宅介護	入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護などを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所（ショートステイ）	介護者が病気などの場合、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の世話などを行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、軽作業などの生活活動や、創作活動の機会を提供します。
施設入所視線	夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活の世話などを行います。
訓練等給付	
訓練等給付とは、障害者が地域で生活を行うために提供される訓練的支援で、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などがあります。	
自立訓練（機能訓練）	身体障害者等に対し、理学療法や作業療法などのリハビリテーション等を行い、身体機能維持・向上を図ります。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者・精神障害者に対し、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。
就労移行支援	一般企業等への就労へ向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援A型	一般企業等への就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	一般企業等への就労が困難な人に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、食事提供その他の日常生活の世話などを行います。
地域相談支援給付	
地域相談支援給付とは、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援で、地域移行支援と地域定着支援があります。	
地域移行支援	入所・入院中の障害者が退所・退院するための支援を行います。
地域定着支援	地域で居宅において単身等で生活する人への支援を行います。

注）平成 26 年 4 月 1 日より、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されます。

2 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会等開催経過

日付	内容
平成 24 年 11 月 15 日	平成 24 年度第 1 回 1. 依頼状伝達式 2. 会長・副会長互選 3. 議題の検討 (1) 会議の公開及び記録方法等に関する事項の確認 (2) 計画策定の趣旨説明 (3) 計画策定の進め方について (4) 現行計画における施策の進捗状況について (5) アンケート調査についての検討
平成 25 年 1 月 29 日	平成 24 年度第 2 回 1. 障害者基本計画策定のためのアンケート調査について (1) 調査対象者について (2) 調査項目について
2 月 26 日	平成 24 年度第 3 回 1. 西東京市における障害者福祉施策の現状と課題について 2. 障害者基本計画策定のためのアンケート調査について
4 月	アンケート調査
4 月 22 日	平成 25 年度第 1 回 1. 障害者基本計画策定のためのアンケート調査及びヒアリングについて 2. 西東京市におけるライフステージ別の課題・対応策の検討（就学前・就学期）
5 月～6 月	団体ヒアリング
5 月 27 日	平成 25 年度第 2 回 1. 障害者基本計画の検討について
6 月 24 日	平成 25 年度第 3 回 1. 発達障害に関する団体の紹介およびヒアリング 2. 西東京市におけるライフステージ別の課題・対応の検討（卒業後）
7 月 22 日	平成 25 年度第 4 回 1. 障害者基本計画の検討について
8 月 26 日	平成 25 年度第 5 回 1. 西東京市障害者基本計画の基本理念の検討 2. 西東京市障害者基本計画（構成案）の検討 3. 庁内ヒアリングの実施について
10 月 7 日	平成 25 年度第 6 回 1. 障害者基本計画の検討について
11 月 18 日	平成 25 年度第 7 回 1. 西東京市障害者基本計画（構成案）の検討
11 月 26 日、28 日	市民説明会 2 か所で開催

11月26日～ 12月27日	パブリックコメント 意見件数 51 件 (13 人)
平成 26 年 1 月 20 日	平成 25 年度第 8 回 1. 障害者基本計画 (素案) のパブリックコメントに寄せられた意見とその対応

3 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会 委員名簿

(敬称略)

番号	分類	職業等	氏名	委員・協力委員の区分
1	学識経験者	日本福祉大学福祉経営学部教授	綿 祐 二	委員
2		星槎大学共生科学部非常勤講師	平 雅 夫	委員
3	保健及び医療関係者	医療法人社団薫風会山田病院 医療相談室長	山 口 さおり	協力委員
4		多摩小平保健所 地域保健推進 担当課長	小 林 啓子	委員
5		清瀬市子どもの発達支援・交流センター	山 崎 順子	委員
6	障害者施設関係者等	高次脳機能障がい者活動センター 調布ドリーム理事	田 中 眞知子	委員
7		就労支援センター・一歩 所長	橋 爪 亮乃	委員
8		西東京市社会福祉協議会施設課長	鈴 木 幸 宏	協力委員
9		特定非営利活動法人友訪理事長	星 登 志 雄	協力委員
10		東京都立田無特別支援学校進路 専任教諭	佐 藤 美由紀	協力委員
11	公募市民		根 本 尚之	協力委員
12			山 田 由香里	協力委員
13			一ノ谷 市郎	協力委員

4 西東京市地域自立支援協議会（第4期） 委員名簿

(敬称略)

番号	分類	職業等	氏名
1	学識経験者	日本福祉大学福祉経営学部教授	綿 祐 二
2		星槎大学共生科学部非常勤講師	平 雅 夫
3	保健及び医療 関係者	医療法人社団薫風会山田病院 理事長・院長	山 田 雄 飛
4		多摩小平保健所 地域保健推進担当課長	小 林 啓 子
5	障害者施設 関係者等	就労支援センター・一歩 所長	橋 爪 亮 乃
6		社会福祉協議会（地域活動支援センター・身体）	小 川 よし子
7		サンワーク田無	宮野入 裕子
8		東京都立田無特別支援学校 副校長	宮 田 守

西東京市障害者基本計画

平成 26 年 3 月

発行 西東京市障害福祉課
〒202-8555
東京都西東京市中町 1 丁目 5 番 1 号
電話 042-464-1311 (代表)

